

障がい福祉のしおり

嘉麻市福祉事務所

(2023年4月)

障がい者福祉係 直通 0948-42-7458

障がい福祉のしおりのご利用にあたって

この「障がい福祉のしおり」は、障がいのある方への福祉サービスをお知らせするため、障害者総合支援法をはじめ、いろいろな法律や条例などで定められている福祉制度などの概要を掲載したものです。

- 1 このしおりは、2023年4月1日現在で編集しております。
その後、法律改正等により内容や金額が変更になることがありますのでご了承ください。
- 2 各制度の内容については簡潔に説明してあります。所得や障がい程度等によりサービスの利用が制限される場合もありますので、詳しくは記載してある各担当窓口へお問い合わせください。
- 3 制度・事業名のあとのマークは次のことを表しています。



・・・身体障がいのある方が対象



・・・知的障がいのある方が対象



・・・精神障がいのある方が対象



・・・難病により一定の障がいのある方が対象



・・・マイナンバーが必要な場合がある手続き

(詳しくは事業の担当係にお問い合わせください。)

介護保険が優先するサービスについて

障害福祉サービスの対象となる方であっても下記のいずれかに該当する方は介護保険の利用が優先となります。

【介護保険の対象者】

- ・ 65歳以上の方
- ・ 40歳以上65歳未満で特定疾病（16疾病）にあてはまる方（生活保護受給者を除く）

目次

制度一覧表

1. 手帳

障害者手帳交付の流れ	7
身体障害者手帳	8
療育手帳	9
精神障害者保健福祉手帳	11

2. 年金など

障害基礎年金	13
障害厚生年金・障害共済年金	13
特別障害給付金	13
心身障害者扶養共済制度	14

3. 手当

特別障害者手当	15
経過的福祉手当	15
障害児福祉手当（児童）	16
特別児童扶養手当（児童）	16

4. 医療など

重度障がい者医療費助成	17
自立支援医療（精神通院）	18
自立支援医療（更生医療）	19
自立支援医療（育成医療）	20
後期高齢者医療	21
指定難病の医療費助成	23
指定難病一覧	24

5. 補装具・日常生活用具

補装具の交付・修理・貸与	27
--------------	----

軽度・中等度難聴児補聴器の購入	28
日常生活用具の給付（地域生活支援事業）	29
日常生活用具一覧表（肢体不自由）	30
日常生活用具一覧表（視覚障害）	32
日常生活用具一覧表（聴覚・音声・言語）	33
日常生活用具一覧表（その他）	34

6. 障害福祉サービス（自立支援給付）

自立支援給付の概要	35
対象サービス一覧（介護給付）	
ホームヘルプサービス	36
重度訪問介護	36
重度障害者等包括支援	36
行動援護	36
同行援護	36
療養介護	37
生活介護	37
施設入所支援	37
短期入所	37
対象サービス一覧（訓練等給付）	
グループホーム	38
自立訓練	38
就労移行支援	38
就労継続支援	38
就労定着支援	38
自立生活援助	39

7. 障害児通所支援

児童発達支援	39
医療型児童発達支援	39
居宅訪問型児童発達支援	39
放課後等デイサービス	39
保育所等訪問支援	39

8. 地域相談支援・相談支援

地域移行支援	40
地域定着支援	40
計画相談支援・障がい児相談支援	40

9. 障害福祉サービス（主な地域生活支援事業）

移動支援事業	41
日中一時支援事業	41
訪問入浴サービス事業	42
外出支援サービス事業	42
自動車改造費助成事業	43
自動車運転免許取得助成事業	44
意思疎通支援事業	45
遠隔手話サービス	45
地域活動支援センター事業	46

10. 自動車税・交通割引など

自動車税（種別割・環境性能割）の 減免	47
軽自動車税の減免	49
有料道路通行料金割引	50
タクシー運賃の割引	51
タクシー乗車運賃の一部助成	51
バス運賃の割引	52
旅客鉄道運賃の割引	52
国内航空運賃の割引	54
市バス運賃の割引	54
駐車禁止除外措置	55
ふくおか・まごころ駐車場	56

11. 税金・公共料金の減免

所得税・住民税の障害者控除	57
NHK放送受信料の減免	58
相続税・贈与税の障害者控除	59
NTT西日本ふれあい案内（番号案内）	60
携帯電話の障がい者割引	60

12. 住宅関連

居宅生活動作補助用具の支給	61
すみよか事業	62
公営住宅などへの入居優遇制度	63

13. その他、日常生活のサービスなど

福祉電話	64
寝具乾燥消毒サービス	65

配食サービス	66
緊急通報装置の設置	66
市内公衆浴場使用料の割引	67
稲築社会福祉センター及び稲築老人 憩の家利用券	68
生活福祉資金貸付	69
成年後見制度	70
日常生活自立支援事業	71
肢体不自由高校生への奨学金の支給	72
施設入所者就職支度金給付事業	72
郵便等による不在者投票	73
車いすの貸出	73

14. 施設・相談窓口など

相談支援事業	74
障がい者虐待防止センター	75
各種相談窓口	76
就労相談窓口	78
職業訓練施設	78

15. その他

障がい者のシンボルマーク	79
ふくおかバリアフリーマップ	82
地図	84

手帳	障害の種別	施策	2年金など				3手当				4医療など					5補装具等					
			障害基礎年金	障害共済年金	障害厚生年金・障害共済年金	特別障害給付金	心身障害者扶養共済制度	成人		児童		重度障がい者医療支給制度	自立支援医療（精神通院）	自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（育成医療）	後期高齢者医療	指定難病の医療費助成	補装具の交付・修理・貸与	軽度・中度難聴児補聴器	日常生活用具の給付	
								特別障害者手当	経過的福祉手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当										
ページ			13	13	13	14	15	15	16	16	17	18	19	20	21	23	27	28	29		
身体障害者手帳	肢体不自由	1				○	△	△	△		△					○					
		2				○	△	-	△		△					○					
		3				○	-	-	-		※					○					
		4				-	-	-	-		-					△					
		5				-	-	-	-		-					-					
		6				-	-	-	-		-					-					
	平衡聴覚又は機能障害	2				○	△	-	△		△					○					
		3	本	本	本	○	-	-	-	本	※	本	本	本	○	本	本	本	本		
		4				-	-	-	-		-					-					
		5	文	文	文	-	-	-	-	文	-	文	文	文	-	文	文	文	文		
		6				-	-	-	-		-					-					
		3	参	参	参	○	-	-	-	参	※	参	参	参	○	参	参	参	参		
	視覚障害	1	照	照	照	○	△	△	△	照	△	照	照	照	○	照	照	照	照		
		2				○	△	-	△		△					○					
		3				○	-	-	-		※					○					
		4				-	-	-	-		-					-					
		5				-	-	-	-		-					-					
		6				-	-	-	-		-					-					
	内部障害	1				○	△	△	△		△					○					
		2				○	△	-	△		△					○					
		3				○	-	-	-		※					○					
		4				-	-	-	-		-					-					
	療育手帳	知的障害	A1				○	-	-	△		△					○				
			A2				○	-	-	-		△					○				
B1						○	-	-	-		※					-					
B2						○	-	-	-		-					-					
難病	-				※	※	-	※		-					-						
保精神	障害精神	1				○	△	△	△		△					○					
		2				○	-	-	-		-					○					
		3				-	-	-	-		-					-					

○：該当・または概ね該当
△：所得等の制限があります
-：非該当
※：本文をご覧ください

手帳	障害の種類	級	6障害福祉サービス（自立支援給付）													7障害児通所支援			8相談支援				
			介護給付							訓練等給付						児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	地域移行支援	地域定着支援	計画相談・障がい児相談支援		
			居宅介護	重度訪問介護	重度障害者等包括支援	行動援護	同行援護	療養介護	生活介護	施設入所支援	短期入所	グループホーム	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援							就労定着支援	自立生活援助
ページ	36	36	36	36	36	37	37	37	37	38	38	38	38	38	39	39	39	39	40	40	40		
身体障害者手帳	肢体不自由	1																					
		2																					
		3																					
		4																					
		5																					
		6																					
	平衡機能又は聴覚障害	2																					
		3	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本
		4																					
		5	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文
		6																					
		6																					
	音声言語	3	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参
		4																					
	視覚障害	1	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照
		2																					
		3																					
		4																					
		5																					
		6																					
	内部障害	1																					
		2																					
		3																					
		4																					
療育手帳	知的障害	A1																					
		A2																					
		B1																					
		B2																					
難病	-	-																					
保健精神	1																						
	2																						
	3																						

手帳	障害の種別	級	9障害福祉サービス（地域生活支援事業）							10自動車税・交通割引など													
			移動支援	日中一時支援	訪問入浴サービス	外出支援サービス	自動車改造費助成	自動車運転免許取得助成事業	意思疎通支援事業	遠隔手話サービス	地域活動支援センター	自動車税（種別割・環境性能割）の減免	軽自動車税の減免	有料道路通行料金割引	タクシー運賃の割引	タクシー乗車運賃の一部助成	バス運賃の割引	旅客鉄道運賃の割引	国内航空運賃の割引	市バス運賃の割引	駐車禁止除外措置	ふくおか・まごころ駐車場	
ページ			41	41	42	42	43	44	45	45	46	47	49	50	51	51	52	52	54	54	55	56	
身体障害者手帳	肢体不自由	1			△	○	△	△				○	○		○	△	○			○			
		2			△	○	△	△					○	○		○	△	○			○		
		3			-	-	-	△					△	△		○	-	○			○		
		4			-	-	-	△					△	△		○	-	○			○		
		5			-	-	-	-					△	△		○	-	○			○		
		6			-	-	-	-					△	△		○	-	○			○		
	平衡聴覚又は 機能障害	2			-	-	-	△					○	○		○	△	○			○		
		3	本	本	-	-	-	△	本	本	本		○	○	本	○	-	○	本	本	○	本	本
		4			-	-	-	△					-	-		○	-	○			○		
		5	文	文	-	-	-	-	文	文	文		-	-	文	○	-	○	文	文	○	文	文
		6			-	-	-	-					-	-		○	-	○			○		
		音声語	3	参	参	-	-	-	△	参	参	参	△	△	参	○	-	○	参	参	○	参	参
	4			-	-	-	△					-	-		○	-	○			○			
	視覚障害	1	照	照	-	-	-	△	照	照	照		○	○	照	○	○	○	照	照	○	照	照
		2			-	-	-	△					○	○		○	○	○			○		
		3			-	-	-	△					○	○		○	-	○			○		
		4			-	-	-	△					△	△		○	-	○			○		
		5			-	-	-	-					-	-		○	-	○			○		
		6			-	-	-	-					-	-		○	-	○			○		
	内部障害	1			-	-	-	△					○	○		○	△	○			○		
		2			-	-	-	△					○	○		○	△	○			○		
		3			-	-	-	△					○	○		○	-	○			○		
		4			-	-	-	△					△	△		○	-	○			○		
	療育手帳	知的障害	A1			-	-	-	-				○	○		○	○	○			○		
A2					-	-	-	-				△	△		○	-	○			○			
B1					-	-	-	-				-	-		○	-	○			○			
B2					-	-	-	-				-	-		○	-	○			○			
難病	-	-	※	※	-	-					-	-		-	-	-			-				
保精神	障害精神	1			-	-	-	-				○	○		○	○	○			○			
		2			-	-	-	-					-	-		○	-	○		○			
		3			-	-	-	-					-	-		○	-	○		○			

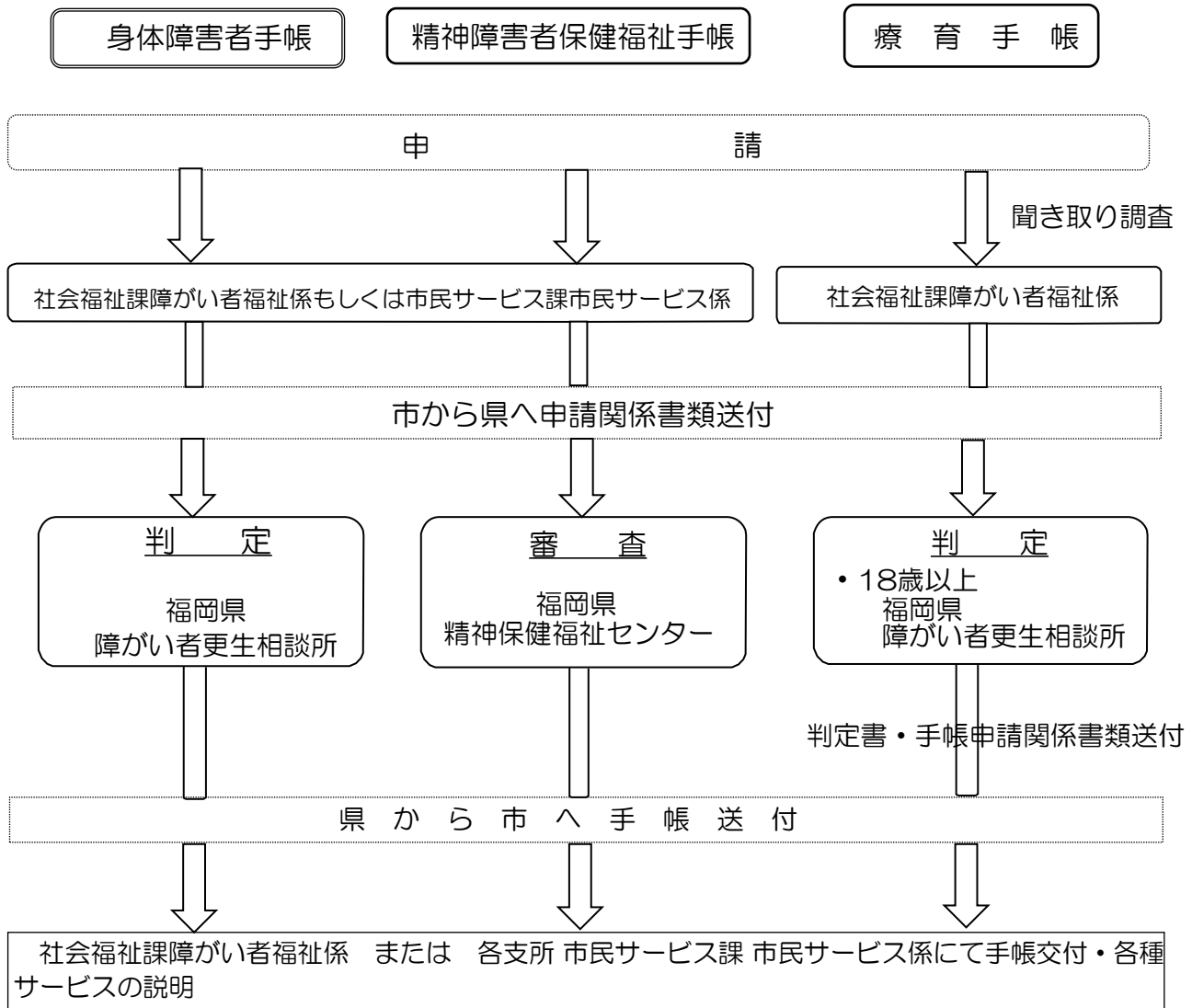
○：該当・または概ね該当
△：所得等の制限があります
-：非該当
※：本文をご覧ください

手帳	障害の種類	級	11税金・公共料金の減免			12住宅関連			13その他、日常生活のサービスなど																		
			所得税・住民税の障害者控除	NHK放送受信料の減免	相続税・贈与税の障害者控除	N・T・T西日本ふれあい案内(番号案内)	携帯電話の障がい者割引	居宅生活動作補助用具の支給	公営住宅などへの入居優遇制度	すみよか事業	福祉電話	寝具乾燥消毒サービス	配食サービス	緊急通報装置の設置	市内公衆浴場使用料割引	稲築社会福祉センター及び老人憩の家利用券	生活福祉資金貸付	成年後見人制度	日常生活自立支援事業	肢体不自由高校生への奨学金の支給	施設入所者就職支度金給付制度	郵便等による不在者投票	車いすの貸出	相談支援事業	障がい者虐待センター		
			57	58	59	60	60	61	62	63	64	65	66	66	67	68	69	70	71	72	72	73	73	74	75		
身体障害者手帳	肢体不自由	1	○		○	△	○	△			△		△						-	○							
		2	○		○	△	○	△			△		△							-	○						
		3	○		△	-	○	△			-		-							-	○						
		4	○		△	-	○	-			-		-							-	○						
		5	○		△	-	○	-			-		-							-	○						
		6	○		△	-	○	-			-		-							-	-						
	平衡聴覚又は機能障害	2	○		○	-	○	-			△		△							-	-						
		3	○	本	△	-	○	-	本	本	-	本	-	本	本	本	本	本	本	-	-	本	本	本	本	本	本
		4	○		△	-	○	-			-		-							-	-						
		5	○	文	△	-	○	-	文	文	-	文	-	文	文	文	文	文	文	-	-	文	文	文	文	文	文
		6	○		△	-	○	-			-		-							-	-						
		音声	3	○	参	△	-	○	-	参	参	-	参	-	参	参	参	参	参	-	-	参	参	参	参	参	参
	4	○		△	-	○	-				-		-						-	-							
	視覚障害	1	○	照	○	○	○	-	照	照	△	照	△	照	照	照	照	照	照	-	-	照	照	照	照	照	照
		2	○		○	○	○	-			△		△							-	-						
		3	○		△	○	○	-			-		-							-	-						
		4	○		△	○	○	-			-		-							-	-						
		5	○		△	○	○	-			-		-							-	-						
		6	○		△	○	○	-			-		-							-	-						
	内部障害	1	○		○	-	○	-			△		△							-	-						
		2	○		○	-	○	-			△		△							-	-						
		3	○		△	-	○	-			-		-							-	-						
		4	○		△	-	○	-			-		-							-	-						
	療育手帳	知的障害	A1	○		○	○	○	-			-		△							○	-					
A2			○		○	○	○	-			-		△							○	-						
B1			○		△	○	○	-			-		-							○	-						
B2			○		△	○	○	-			-		-							○	-						
難病	-	-		-	-	-	-			-		-							-	-							
	保精神障害	1	○		○	○	○	-			-		△							○	-						
		2	○		△	○	○	-			-		-								○	-					
3		○		△	○	○	-			-		-								○	-						

1. 手帳

障害者手帳交付の流れ

※ 障害者手帳とは、一定の障がいをお持ちの方に対して各種福祉サービスの支援を受けやすくするために交付されるものです。



※ 手帳交付までの期間は約2ヶ月です。
(ただし、診断書に不備などがある場合は、
2ヶ月以上かかる時もあります。)

※18歳未満の方の療育手帳申請について

18歳未満の方の判定は田川児童相談所にて行われます。

判定の日程等については、直接田川児童相談所(0947-42-0499)までお問い合わせください。
手帳作成の申請は、社会福祉課障がい者福祉係または各支所市民サービス係まで。

身体障害者手帳



内 容	身体に障がいのある方が各種の支援を受けるために必要な手帳です。
対象者	上肢・下肢・体幹・目・耳・言語・心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・ぼうこう・直腸・小腸・免疫に障がいのある方。
交付申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳交付申請書 ・15条指定医の「診断書・意見書」（障害の種類ごとに指定様式あり） ※文書料は医療機関により異なり、自己負担となります。 ・本人の写真（タテ4 cm×ヨコ3 cm） ・印かん（シヤチハタ不可）
再交付申請 その他届出	<p>○身体障害者手帳再交付申請 下記のとおり、申請により再交付手続きが可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳の紛失（「診断書・意見書」は不要です） ・障害者手帳の破損（「診断書・意見書」は不要です） ・障がい名の追加 ・障がい程度の変更 ・障がいの再認定 <p>○身体障害者手帳返還届 下記のとおり、届出が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳が不要になったとき ・再認定の結果、障がいに該当しなくなったとき ・障害者手帳所持者が死亡したとき <p>○居住地等変更届 下記のとおり、届出が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住地を変更したとき（転入・転居・転出） ・氏名に変更が生じたとき <p>※上記の申請、届出について必要なものは事前にご確認ください。</p>
窓 □	社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458（直通） 各支所 市民サービス課 市民サービス係（居住地等変更届は転居のみ）

療育手帳



内 容	知的障がいのある方が、一貫した指導・相談等各種の支援を受けやすくするための手帳です。
対象者	児童相談所、または障がい者更生相談所において知的障がい児・者と判定された方
交付申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳交付申請書 ・本人の写真（タテ4cm×ヨコ3cm） ・印かん（シャチハタ不可） ・（新規の方のみ）判定書
再判定申請 その他届出	<p>○療育手帳再判定申請 交付を受けた場合、年齢によって一定期間後に再判定が必要になります。</p> <p>○療育手帳再交付申請 手帳を紛失、あるいは記載するページがなくなった場合に行います。</p> <p>○療育手帳返還届 障がい者が死亡した場合などに行う手続きです。</p> <p>○療育手帳記載事項変更届 保護者及び障がい者の住所・氏名に変更が生じたとき行う手続きです。</p> <p>※上記の申請、届出について必要なものは事前にご確認ください。</p>
窓 口	社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458（直通） 各支所 市民サービス課 市民サービス係

*障がい程度の目安は次ページに掲載しています。

※知的障がい（精神遅滞）の判定の指標（成人の場合）

程度	療育手帳	知能指数（IQ）・精神年齢（MA）	日常生活の状況の一例 （家庭や社会生活における不適応）
最重度	A1	IQ20以下 MA3歳5・6ヶ月以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身辺処理は他人の助けが必要である ・ 単純な意思表示しかできない。会話は困難。 ・ 文字の読み書きや数の理解はほとんどできない。 ・ 作業能力はほとんど期待できない。
重度	A2	IQ21～35 MA3歳5・6月 ～6歳2・3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身辺処理はだいたいできる。 ・ ごく簡単な日常生活しかできない。 ・ 自分の名前は書けるが、やさしい文字の読み書きも困難。数量処理も困難。
中度	B1	IQ36～50 MA6歳2・3ヶ月以下 ～8歳10・11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身辺処理は自立。 ・ 限られた範囲なら日常生活はどうか通じる。 ・ 簡単な読み書きや簡単な計算はできる。 ・ 簡単な社会生活のきまりをある程度は理解できる。 ・ 単純作業に従事できる。
軽度	B2	IQ51～概ね75 MA8歳10・11ヶ月以下 ～13歳3・4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身辺処理は自立。状況に応じた配慮がある程度できる。 ・ 日常生活はできるが、込み入った話は難しい。 ・ 簡単な読み書きや金銭の計算はできる。 小学校5～6年生程度の学力にとどまる。 ・ 抽象的思考や合理的判断に乏しい。 ・ 職業生活はほぼ可能。事態の変化に適応する能力は弱い。

（厚生省心身障害研究報告案に準ずる）

※ 療育手帳の判定では、知能指数がIQ36～IQ50であって、身体障害者手帳の1～3級に該当する方は、総合判定で重度（合併）A3と判定します。

精神障害者保健福祉手帳



内 容	精神障害者保健福祉手帳は、障がいの状態を認定し、手帳の交付を受けた方に各種の支援を受けやすくし、精神障がいのある方の社会復帰と社会参加への促進と自立を図ることを目的とした手帳です。
対象者	精神障がいのために、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> • ①～③のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ①精神保健福祉手帳用診断書・・・診断日から3ヶ月以内のもの <ul style="list-style-type: none"> ※精神保健指定医その他精神障がいの診断又は治療に従事する医師によるもの ※精神障がいに係る初診日から6ヵ月を経過した日以後における診断書 ②「精神障がいを支給事由とする年金証書」・直近の「年金の振り込み通知書」のコピーと同意書 ③精神障がいを支給事由とする特別障害給付金を現に支給していることを証明する書類と同意書 • 申請書 • 印かん（シャチハタ不可） • 本人の写真（タテ4cm×ヨコ3cm）
再認定申請 その他届出	<p>○更新申請 有効期限（2年間）が切れる3ヵ月前から手続きを受け付けます。 市から更新のお知らせ等はありませんのでご注意ください。</p> <p>○再交付申請 手帳を紛失、破損した場合などに行います。</p> <p>○返還届 障がい者が死亡した場合、あるいは精神障がいの状態がなくなった場合などに行います。</p> <p>○記載事項変更届 氏名・居住地など記載事項に変更があった場合に行います。</p> <p>※上記の申請、届出について必要なものは事前にご確認ください。</p>
窓 □	社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458（直通） 各支所 市民サービス課 市民サービス係

*障がい程度の目安は次ページに掲載しています。

※等級と障がいの状態

1 級	精神障がいであって、日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度のもの
2 級	精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3 級	精神障がいであって、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

2. 年金など

障害基礎年金

内 容	<p>○20歳になる前に病気やケガをして障がいの状態となり、その障がい程度が障害基礎年金1・2級に該当する場合、20歳以降支給されます。 (所得制限あり)</p> <p>○被保険者期間中に病気やケガをして障害の状態となり、その障がい程度が障害基礎年金1・2級に該当する場合支給されます。 (一定の保険料納付要件を満たしていること)</p>
窓 口	<p>市民課 国保年金係 TEL 42-7426 (直通) 直方年金事務所 TEL 0949-22-0891</p>

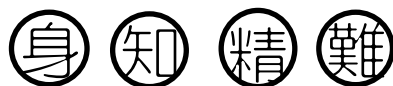
障害厚生年金・障害共済年金

内 容	<p>病気やケガをし、その傷病について初めて診療を受けた日に、厚生年金保険・共済年金加入者であった場合で、一定の要件を満たした場合その程度に応じて障害厚生金・障害共済年金が支給されます。</p>
窓 口	<p>厚生年金保険は 直方年金事務所 TEL 0949-22-0891 共済年金は 各共済組合</p>

特別障害給付金

内 容	<p>平成3年3月以前の国民年金任意加入対象者であった学生または、昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象者であった被用者(厚生年金、共済組合などの加入者)の配偶者であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり障がい程度が障害基礎年金1・2級に該当する場合支給されます。 (所得制限あり)</p>
窓 口	<p>市民課 国保年金係 TEL 42-7426 (直通)</p>

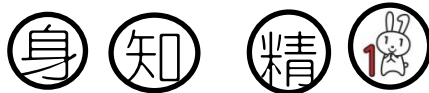
心身障害者扶養共済制度



内 容	<p>障がいのある方の保護者が、生存中一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡された（重度の障がいをうけた）場合に、残された障がいのある方に、終身一定の年金を支給する共済制度です。</p> <p>・年金給付額 月20,000円（1口加入者）</p>
対象者	<p>福岡県内に住所を有し、65歳未満の次にあげる障がいがある方の保護者等。</p> <ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳1～3級所有者・療育手帳所有者・精神障害者保健福祉手帳1～2級所有者・その他上記と同程度と認められる障がいのある方
窓 口	<p>社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458（直通）</p>

3. 手 当

(成 人)



手 当 名	対 象 者	対象外になる方	支給内容
特別障害者 手当	在宅の20歳以上の方で、2つ以上の障がい重複、または重度の障害の状態にあるため（障がいの例、視覚、聴覚、両上肢、両下肢、内部、その他の疾患、知的障がい、精神障がい）日常生活において常時特別の介護を必要とする方。 指定診断書等を提出していただき審査を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 施設に入所している方 病院などに3ヵ月を超えて入院している方 本人または同居の扶養義務者の所得が、限度額を超えている方 	2023. 4～ (月額) <u>27,980円</u> (支給月) 2月、5月、 8月、11月 ※各月10日に 前3ヶ月分を支給
経過的 福祉手当	昭和61年3月31日において20歳以上であり、現に従来の福祉手当の受給者であった者のうち、特別障害者手当の要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない方	<ul style="list-style-type: none"> 施設に入所している方 本人または同居の扶養義務者の所得が限度額を超えている方 	2023. 4～ (月額) <u>15,220円</u> (支給月) 2月、5月、 8月、11月 ※各月10日に 前3ヶ月分を支給
窓 口	社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458 (直通)		

(児 童)    

手 当 名	対 象 者	対象外になる方	支給内容
障害児 福祉手当	<p>20歳未満の方で、重度の障がいの状態にあるため (障がいの例、視覚、聴覚、肢体、内部、その他の疾患、知的障がい、精神障がい、重複障がい) 日常生活において常時の介護を必要とする方。 指定診断書等を提出していただき審査を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設に入所している方 (通所は除く) 児童が障害を理由とする公的年金の受給者 本人及び配偶者、扶養義務者の所得が限度額を超えている方 	<p>2023. 4～ (月額) <u>15,220円</u></p> <p>(支給月) 2月、5月、 8月、11月</p> <p>※各月10日に 前3ヶ月分 を支給</p>
窓 口	社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458 (直通)		

特別児童 扶養手当	<p>重度または中程度の障がいの状態にある児童(20歳未満)を監護している父母または養育者。</p> <p>障がいの例 身体の障がい [身体障害者手帳おおむね1級から3級] 知的障がい [療育手帳AからおおむねB1] 精神の障がい [上記と同程度以上]</p> <p>※療育手帳B2、または障がい重複している場合も対象となることがあります。 指定診断書等を提出していただき審査を行います。 ※診断書は省略できる場合もあります。 詳しくは窓口にお尋ねください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設に入所している方 (通所は除く) 児童が障がいを支給事由とする公的年金の受給者 父母または養育者及びその配偶者、扶養義務者の所得が限度額を超えている方 対象児童が日本国内に住所を有しないとき 	<p>2023. 4～ (月額) 重度 <u>53,700円</u> 中度 <u>35,760円</u></p> <p>(支給月) 4月、8月、 11月</p> <p>※各月11日に 前4ヶ月分 を支給</p> <p>(11月期については、8月から11月分を支給)</p>
窓 口	こども育成課 児童係 TEL 42-7459 (直通) 各支所 市民サービス課 市民サービス係		

4. 医療など

重度障がい者医療支給制度



内 容	<p>医療費の健康保険適用における自己負担金、院外処方による薬剤代の自己負担金について助成します。（入院時食事療養費は除く） ただし、他制度の公費負担を受ける部分、健康保険組合からの付加給付金を除いた額。</p> <p>※介護保険サービスを利用したときの自己負担金は対象外となります。</p>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級・2級を所有するもの ・療育手帳A1・A2を所有するもの ・身体障害者手帳3級を所有かつ知的障がいがある方 （知能指数36以上50以下） ・精神保健福祉手帳1級を所有するもの <p>※以下の場合を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人及び配偶者、扶養義務者の所得が限度額を超えているもの ○生活保護受給者 <p>※65歳以上の方は、後期高齢者医療制度への加入が必要です。 ※詳しくは窓口にお尋ねください。</p>
助成額	<p>健康保険適用の医療であれば、自己負担なし。 （県外での受診分については、一度負担し、後日払い戻しの手続きが必要です）</p>
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、年金証書などの障がい等級のわかるもの ・健康保険証 ・委任状（代理人が申請する場合）
窓 口	<p>市民課 国保年金係 TEL 42-7426（直通） 各支所 市民サービス課 市民サービス係</p>

自立支援医療（精神通院）

内 容	精神疾患による通院にかかる医療費（保険診療でかかる医療費・薬代）について、原則として全体の1割の窓口負担で受診できる制度です。
対象者	精神疾患を有し、登録医療機関と薬局へ通院による精神医療を継続的に要する方。原則各1ヵ所申請することができます。 ※受診者が18歳未満の場合は、保護者が申請者となります。
費用の一部負担	一割負担が原則ですが、医療保険単位の世帯ごとの所得（市町村民税の課税状況）等に応じ、月ごとの負担上限が設けられる場合があります。
利用方法	申請受理後、福岡県の審査を経て受給者証を交付します。（交付まで通常約2ヶ月を要します）有効期限は1年間で、更新や受給者証の記載内容に変更がある場合は手続きが必要です。
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の診断書 <ul style="list-style-type: none"> ※精神障害者保健福祉手帳と同時に申請される場合は手帳用診断書で兼ねられます。 ※更新申請を有効期日内に申請する際の診断書提出は2年に1度です。 ・ 自立支援医療費支給申請書 ・ 同意書 ・ 年金額のわかるもの ・ 健康保険証の写し ・ 印かん（シャチハタ不可） ・ 委任状（医療機関に受給者証の收受及び管理を委任される場合は必要）
窓 口	社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458（直通） 各支所 市民サービス課 市民サービス係

自立支援医療（更生医療）



内 容	満18歳以上の身体障害者手帳所持者について、障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して、その障がいの除去・軽減に必要な医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。
対象者	身体障害者手帳を所有している18歳以上の方。 ※事前に「自立支援医療受給者証」の交付を受ける必要があります。
費用の一部負担	一割負担が原則ですが、医療保険単位の世帯ごとの所得（市町村民税の課税状況等）等に応じ、月ごとの負担に上限が設けられる場合があります。
利用方法	市より受給者証の交付を受け、指定された医療機関で受診します。
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療費支給申請書 ・健康保険証 ・印かん（シャチハタ不可） ・年金額のわかるもの ・医師が作成する所定の意見書 ・特定疾病療養受療証（人工透析を行う必要のある慢性腎不全・血友病・血液製剤によって疾病にかかった方で抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群に当てはまる方） ・委任状（医療機関に受給者証の收受及び管理を委任される場合は必要）
窓 口	社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458（直通） 各支所 市民サービス課 市民サービス係

○対象となる障害と標準的な治療の例

対象となる障害	標準的な治療	
視覚障害	網膜剥離手術、角膜移植術など	
聴覚障害	穿孔閉鎖術、形成術（外耳性難聴）など	
言語障害	形成術（発音構語障害）、歯科矯正など	
肢体不自由	形成術（関節拘縮、関節硬直）、人工関節置換術など	
内部障害	心臓	弁口、心室心房中隔に対する手術、ペースメーカー埋込み手術など
	腎臓	人工透析療法、腎移植術（抗免疫療法含む）など
	小腸	中心静脈栄養法など
	免疫	抗HIV療法、免疫調節療法など
	肝臓	肝臓移植術、抗免疫療法など

自立支援医療（育成医療）



<p>内 容</p>	<p>身体に障がいのある児童に対し、その障がい除去、または軽減し、日常生活能力をより可能にするための公費負担医療制度です。</p> <p>給付内容としては、診療・薬剤、または治療材料の支給、医学的処置手術及びその他の治療並びに施術、病院または診療所への収容、その他看護移送とし、治療報酬は健康保険の例によります。</p> <p>ただし、厚生労働大臣の認可を受けた医療機関（指定育成医療機関という）に限定されていますので、給付申請にあたっては窓口でお尋ねください。</p>
<p>対象者</p>	<p>18歳未満の身体に障がいのある児童、または現存する疾患がこれを放置すれば、将来障がいに至ると認められる児童であり、確実に治療効果が期待できるもの。</p> <p>なお、<u>給付の対象者は、身体障害者手帳の有無は問いません。</u></p>
<p>費用の一部負担</p>	<p>一割負担が原則ですが、医療保険単位の世帯ごとの所得（市町村民税の課税状況等）等に応じ、月ごとの負担に上限が設けられる場合があります。</p>
<p>利用方法</p>	<p>市より受給者証の交付を受け、指定された医療機関で受診します。</p>
<p>申請に必要なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療費支給申請書 ・健康保険証 ・印かん（シャチハタ不可） ・医師が作成する所定の意見書 ・特定疾病療養受療証（人工透析を行う必要のある慢性腎不全・血友病・血液製剤によって疾病にかかった方で抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群に当てはまる方） ・委任状（医療機関に受給者証の收受及び管理を委任される場合は必要）
<p>窓 口</p>	<p>社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458（直通） 各支所 市民サービス課 市民サービス係</p>

後期高齢者医療（満65歳以上75歳未満）

内 容	<p>一定の障がいがある65歳以上の方は、後期高齢者医療制度で医療を受けることができます。（任意加入）</p> <p>※保険料、給付割合など個人差がありますので必ず市民課国保年金係 後期高齢者医療担当にお問い合わせください。</p>
対象者	<p>満65歳以上75歳未満で、厚労省令で定めるところにより、政令で定める程度の障がいの状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳3級以上、または4級の一部（※） ・療育手帳A以上 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級 ・国民年金証書の障がい等級が1・2級 <p>にある旨の、後期高齢者広域連合の認定を受けた方。</p> <p>（※）4級の一部とは、音声機能障害、言語機能障害、両下肢のすべての指を欠くもの、一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの、一下肢の機能の著しい障害 のいずれかの障害を指します。</p>
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・国民年金証書（国民年金証書の障がい等級が1・2級の方） ・健康保険証 ・委任状（代理人が申請する場合） <p>のいずれか</p>
窓 口	<p>市民課 国保年金係 TEL 42-7426 各支所 市民サービス課 市民サービス係</p>

指定難病の医療費助成

内 容	難病法により指定された疾病にかかっている患者の治療に対し、必要な治療費の一部の給付を行う制度。
対象者	1.福岡県内に住民票を有し、現在指定された疾患にかかり治療を受けている方 2.健康保険に加入している方
支給額	2割（または1割）負担が原則ですが、保険証の世帯の所得に応じて、月ごとの負担に上限が設けられています。
有効期間	始期：申請書類を管轄の保健福祉環境事務所に提出した日 終期：直近の9月30日
申請に必要な書類など	1.特定医療費（指定難病）支給認定申請書 2.特定医療費（指定難病）支給認定等個人番号記載票 3.住民票（世帯全員分）※続柄の記載があり、発行から3か月以内のもの 4.医療保険証（健康保険証）の写し 5.臨床調査個人票（診断書） 6.同意書 7.同じ医療保険に加入する者の所得税等に関する書類（マイナンバー記載で省略できることがあります。） 8.印かん などが必要です。
窓 口	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 健康増進課 健康増進係 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎（84頁地図あり） TEL 0948-21-4815

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病

(1～110は平成27年1月から、111～306は同年7月から、307～330は平成29年4月から、331は平成30年4月から、332～333は令和元年7月から、288、334～338は令和3年11月から医療費助成を開始)

番号	病名
1	球脊髄性筋萎縮症
2	筋萎縮性側索硬化症
3	脊髄性筋萎縮症
4	原発性側索硬化症
5	進行性核上性麻痺
6	パーキンソン病
7	大脳皮質基底核変性症
8	ハンチントン病
9	神経有棘赤血球症
10	シャルコー・マリー・トゥース病
11	重症筋無力症
12	先天性筋無力症候群
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
15	封入体筋炎
16	クローウ・深瀬症候群
17	多系統萎縮症
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
19	ライソゾーム病
20	副腎白質ジストロフィー
21	ミトコンドリア病
22	もやもや病
23	プリオン病
24	亜急性硬化性全脳炎
25	進行性多巣性白質脳症
26	HTLV-1関連脊髄症
27	特発性基底核石灰化症
28	全身性アミロイドーシス
29	ウルリッヒ病
30	遠位型ミオパチー
31	ベスレムミオパチー
32	自己食空胞性ミオパチー
33	シュワルツ・ヤンベル症候群
34	神経線維腫症
35	天疱瘡
36	表皮水疱症
37	膿疱性乾癬(汎発型)
38	ステイヴンス・ジョンソン症候群
39	中毒性表皮壊死症
40	高安動脈炎
41	巨細胞性動脈炎
42	結節性多発動脈炎
43	顕微鏡的多発血管炎
44	多発血管炎性肉芽腫症
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
46	悪性関節リウマチ
47	パージャール病
48	原発性抗リン脂質抗体症候群
49	全身性エリテマトーデス
50	皮膚筋炎／多発性筋炎
51	全身性強皮症
52	混合性結合組織病
53	シェーグレン症候群
54	成人スチル病
55	再発性多発軟骨炎
56	ベーチェット病
57	特発性拡張型心筋症
58	肥大型心筋症
59	拘束型心筋症
60	再生不良性貧血
61	自己免疫性溶血性貧血
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
63	特発性血小板減少性紫斑病
64	血栓性血小板減少性紫斑病
65	原発性免疫不全症候群
66	IgA腎症
67	多発性嚢胞腎
68	黄色靱帯骨化症
69	後縦靱帯骨化症
70	広範脊柱管狭窄症

番号	病名
71	特発性大腿骨頭壊死症
72	下垂体性ADH分泌異常症
73	下垂体性TSH分泌亢進症
74	下垂体性PRL分泌亢進症
75	クッシング病
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
78	下垂体前葉機能低下症
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
80	甲状腺ホルモン不応症
81	先天性副腎皮質酵素欠損症
82	先天性副腎低形成症
83	アジソン病
84	サルコイドーシス
85	特発性間質性肺炎
86	肺動脈性肺高血圧症
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
88	慢性血栓性肺高血圧症
89	リンパ脈管筋腫症
90	網膜色素変性症
91	バッド・キアリ症候群
92	特発性門脈圧亢進症
93	原発性胆汁性胆管炎
94	原発性硬化性胆管炎
95	自己免疫性肝炎
96	クローン病
97	潰瘍性大腸炎
98	好酸球性消化管疾患
99	慢性特発性偽性腸閉塞症
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
101	腸管神経節細胞減少症
102	ルビンスhtayn・テイビ症候群
103	CFC症候群
104	コステロ症候群
105	チャージ症候群
106	クリオピリン関連周期熱症候群
107	若年性特発性関節炎
108	TNF受容体関連周期性症候群
109	非典型溶血性尿毒症症候群
110	ブラウ症候群
111	先天性ミオパチー
112	マリネスコ・シェーグレン症候群
113	筋ジストロフィー
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
115	遺伝性周期性四肢麻痺
116	アトピー性脊髄炎
117	脊髄空洞症
118	脊髄髄膜瘤
119	アイザックス症候群
120	遺伝性ジストニア
121	神経フェリチン症
122	脳表ヘモジデリン沈着症
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
126	ペリー症候群
127	前頭側頭葉変性症
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症
130	先天性無痛無汗症
131	アレキサンダー病
132	先天性核上性球麻痺
133	メビウス症候群
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
135	アイカルディ症候群
136	片側巨脳症
137	限局性皮質異形成
138	神経細胞移動異常症
139	先天性大脳白質形成不全症
140	ドラベ症候群

番号	病名
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
142	ミオクローニ-欠伸てんかん
143	ミオクローニ-脱力発作を伴うてんかん
144	レノックス・ガスト-症候群
145	ウエスト症候群
146	大田原症候群
147	早期ミオクローニ-脳症
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
150	環状20番染色体症候群
151	ラスムッセン脳炎
152	PCDH19関連症候群
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
155	ランドウ・クレフナー-症候群
156	レット症候群
157	スタージ・ウェーバー-症候群
158	結節性硬化症
159	色素性乾皮症
160	先天性魚鱗癬
161	家族性良性慢性天疱瘡
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
163	特発性後天性全身性無汗症
164	眼皮膚白皮症
165	肥厚性皮膚骨膜炎
166	弾性線維性仮性黄色腫
167	マルファン症候群
168	エーラス・ダンロス症候群
169	メンケス病
170	オクシピタル・ホーン症候群
171	ウィルソン病
172	低ホスファターゼ症
173	VATER症候群
174	那須・ハコラ病
175	ウィーバー-症候群
176	コフィン・ローリー-症候群
177	ジュベール症候群関連疾患
178	モワット・ウィルソン症候群
179	ウィリアムズ症候群
180	ATR-X症候群
181	クルーゾン症候群
182	アペール症候群
183	ファイファー-症候群
184	アントレー・ピクスラー-症候群
185	コフィン・シリス症候群
186	ロスムンド・トムソン症候群
187	歌舞伎症候群
188	多脾症候群
189	無脾症候群
190	鰓耳腎症候群
191	ウェルナー-症候群
192	コケイン症候群
193	ブラダー・ウィリ症候群
194	ソトス症候群
195	ヌーナン症候群
196	ヤング・シンプソン症候群
197	1p36欠失症候群
198	4p欠失症候群
199	5p欠失症候群
200	第14番染色体父親性ダイソミー-症候群
201	アンジェルマン症候群
202	スミス・マギニス症候群
203	22q11.2欠失症候群
204	エマヌエル症候群
205	脆弱X症候群関連疾患
206	脆弱X症候群
207	総動脈幹遺残症
208	修正大血管転位症
209	完全大血管転位症
210	単心室症
211	左心低形成症候群

番号	病名
212	三尖弁閉鎖症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
215	ファロー-四徴症
216	両大血管右室起始症
217	エプスタイン病
218	アルポート症候群
219	ギャロウェイ・モワト症候群
220	急速進行性糸球体腎炎
221	抗糸球体基底膜腎炎
222	一次性ネフローゼ症候群
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
224	紫斑病性腎炎
225	先天性腎性尿崩症
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)
227	オスラー病
228	閉塞性細気管支炎
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
230	肺胞低換気症候群
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症
232	カーニー複合
233	ウォルフラム症候群
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
235	副甲状腺機能低下症
236	偽性副甲状腺機能低下症
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
240	フェニルケトン尿症
241	高チロシン血症1型
242	高チロシン血症2型
243	高チロシン血症3型
244	メープルシロップ尿症
245	プロピオン酸血症
246	メチルマロン酸血症
247	イソ吉草酸血症
248	グルコーストランスポーター1欠損症
249	グルタル酸血症1型
250	グルタル酸血症2型
251	尿素サイクル異常症
252	リジン尿性蛋白不耐症
253	先天性葉酸吸収不全
254	ポルフィリン症
255	複合カルボキシラーゼ欠損症
256	筋型糖原病
257	肝型糖原病
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
260	シトステロール血症
261	タンジール病
262	原発性高カイロミクロン血症
263	脳髄黄色腫症
264	無 β リボタンパク血症
265	脂肪萎縮症
266	家族性地中海熱
267	高IgD症候群
268	中條・西村症候群
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
270	慢性再発性多発性骨髄炎
271	強直性脊椎炎
272	進行性骨化性線維異形成症
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
274	骨形成不全症
275	タナトフォリック骨異形成症
276	軟骨無形成症
277	リンパ管腫症/ゴーハム病
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー-症候群
282	先天性赤血球形成異常性貧血

番号	病名	番号	病名
283	後天性赤芽球癆	311	先天性三尖弁狭窄症
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	312	先天性僧帽弁狭窄症
285	ファンコニ貧血	313	先天性肺静脈狭窄症
286	遺伝性鉄芽球性貧血	314	左肺動脈右肺動脈起始症
287	エプスタイン症候群	315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)／LMX1B関連腎症
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	316	カルニチン回路異常症
289	クロンカイト・カナダ症候群	317	三頭酵素欠損症
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	318	シトリン欠損症
291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)	319	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
292	総排泄腔外反症	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
293	総排泄腔遺残	321	非ケトーシス型高グリシン血症
294	先天性横隔膜ヘルニア	322	β -ケトチオラーゼ欠損症
295	乳幼児肝巨大血管腫	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
296	胆道閉鎖症	324	メチルグルタコン酸血症
297	アラジール症候群	325	遺伝性自己炎症疾患
298	遺伝性膀胱炎	326	大理石骨病
299	嚢胞性線維症	327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
300	IgG4関連疾患	328	前眼部形成異常
301	黄斑ジストロフィー	329	無虹彩症
302	レーベル遺伝性視神経症	330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
303	アッシュヤー症候群	331	特発性多中心性キャッスルマン病
304	若年発症型両側性感音難聴	332	膠様滴状角膜ジストロフィー
305	遅発性内リンパ水腫	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
306	好酸球性副鼻腔炎	334	脳クレアチン欠乏症候群
307	カナバン病	335	ネフロン癆
308	進行性白質脳症	336	家族性低 β リポタンパク血症1(ホモ接合体)
309	進行性ミオクローヌスてんかん	337	ホモシチン尿症
310	先天異常症候群	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症

小児慢性特定疾病にかかる疾患群一覧

	疾患名(略称)		疾患名(略称)
1	悪性新生物	9	血液疾患
2	慢性腎疾患	10	免疫疾患
3	慢性呼吸器疾患	11	神経・筋疾患
4	慢性心疾患	12	慢性消化器疾患
5	内分泌疾患	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
6	膠原病	14	皮膚疾患群
7	糖尿病	15	骨系統疾患
8	先天性代謝異常	16	脈管系疾患

※平成27年1月から14疾患群のうち704疾病が認定され、平成29年4月から722疾病となり、平成30年4月から16疾患群757疾病となり、令和3年11月から788疾病が対象となりました。

5. 補装具・日常生活用具

補装具の交付・修理・貸与（自立支援給付）



※購入・修理・貸与する前に必ず申請してください。（次項参照）
申請前に購入・修理・貸与された補装具は助成できません。

対象者	身体障害者手帳を持っている方及び難病患者等で、福岡県の判定を受け、補装具の交付決定を受けた方（視覚障害者安全杖等一部の補装具を除く）
内容	<p>下記補装具等の交付・修理・貸与（下線の補装具のみ）を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害 ……眼鏡、義眼、視覚障害者安全つえ ・聴覚障害 ……補聴器、人工内耳（修理に限る） ・肢体不自由者 ……<u>義手、義足、装具、車いす（介）、</u> 電動車いす（介）、<u>座位保持装置、歩行器（介）、</u> 歩行補助つえ（介）（一本杖を除く）、座位保持 椅子（児）、起立保持具（児）、排便補助具（児） <u>重度障害者意思伝達装置</u> <p>※介護保険制度や労災等の他の制度により給付が可能な場合は、この制度の対象とならない場合があります。</p> <p>※18歳以上⇒本人または配偶者のいずれかの市民税所得割額が、 46万円以上の場合は、対象外となります。</p> <p>※18歳未満⇒保護者の属する世帯の最多収入者の市民税所得割額が、 46万円以上の場合は、対象外となります。</p>
費用	<p>原則1割負担となります。</p> <p>○利用者負担上限月額 生活保護受給世帯または市民税非課税世帯 …… 0円 上記以外 …… 37,200円</p> <p>（※基準を超える装具を希望する場合は、基準額との差額は自己負担となります。）</p>
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・印かん（シャチハタ不可） ・身体障害者手帳 ・所定の医師意見書・処方箋 ・見積書 ・（必要に応じて）写真 <p>（※難病患者等の方は、上記のほか規定された疾患に該当することを 確認するための書類と補装具費支給意見意見書（難病用）が必要です。）</p>
窓 □	<p>社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458（直通） 各支所 市民サービス課 市民サービス係</p>

（介）・・・介護保険優先の補装具です。（児）・・・児童のみ対象の補装具です。

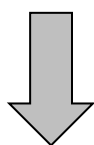
補装具の購入・修理のための申請から支給決定の流れ

①申請

申請書、見積書、医師意見書・処方箋、(写真)を
社会福祉課 障がい者福祉係 へ提出してください。

②判定

義肢、装具、座位保持装置、補聴器、車いす(オーダーメイド)、
電動車いす、重度障害者意思伝達装置などを購入する場合は、
障がい者更生相談所の判定が必要です。

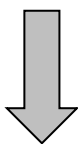


※判定は市役所から依頼します。
後日、判定日や判定場所をご連絡いたします。

※視覚障害者安全つえ等一部の補装具は判定の必要がありません。
(医師の意見書が必要な場合があります。)

③支給決定

支給決定にかかる障がい者更生相談所の判定が出ると、
補装具費支給決定通知書を申請者および補装具業者へ
社会福祉課障がい者福祉係から送付いたします。



必要に応じて障がい者更生相談所に来所していただき、適合判定
を受けていただく場合があります。

④受領

利用者負担額を補装具業者へお支払いいただき、補装具を
受け取ります。公費負担分は補装具業者が市役所まで請求をします。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業



内 容	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、言語の習得、教育等における健全な発達を支援することを目的として補聴器購入費に対し、助成金を交付しています。
対象者	1. 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童 2. 両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の対象とならない児童 ただし医師が、補聴器を装用することにより、言語の習得等に一定の効果があると認められた場合は、30デシベル未満についても対象とします。
助成額	購入費と基準価格を比較して、いずれか少ない方の額に3分の2を乗じた額
手続き	指定の申請書・医師意見書があります。電話または窓口でご相談ください。
窓 口	社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458 (直通)

日常生活用具の給付（地域生活支援事業）



内 容	<p>在宅の障がいのある方を対象に、日常生活の利便を図るため、用具を給付しています。</p> <p>※介護保険の対象となる方は、介護保険制度が優先になります。</p> <p>※購入する前に必ず申請してください。申請前に購入された用具は助成できません。</p>
種類及び対象	日常生活用具一覧表参照（次頁以降）
費 用	<p>原則1割負担となります。</p> <p>○利用者負担上限月額</p> <p>生活保護受給世帯または市民税非課税世帯 0円</p> <p>上記以外 37,200円</p> <p>（※基準を超える用具を希望する場合は、基準額との差額は自己負担となります）</p>
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・印かん（シャチハタ不可） ・身体障害者手帳 ・見積書 ・（必要に応じて）パンフレット ・（新規の紙おむつ申請の方は）交付意見書
窓 口	<p>社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458（直通）</p> <p>各支所 市民サービス課 市民サービス係</p>

※ストマ用具及び紙おむつを申請の方は、半年（6ヶ月）に1回の申請が必要です。
 見積書は申請ごとに必要ですので業者に依頼してください。

支給月：4月（4～9月分）、10月（10～3月分）

【肢体不自由】

(介)・・・介護保険優先の種目です。

種 目	障害及び程度	基準額	耐用年数
特殊寝台 (介)	下肢又は体幹機能障害2級以上、 難病患者等	154,000円	8年
特殊マット (介)	下肢又は体幹機能障害1級以上、 難病患者等	19,600円	5年
特殊尿器 (介)	音声機能もしくは言語機能障害又は肢 体不自由者	67,000円	5年
入浴担架 (介)	下肢又は体幹機能障害2級以上	82,400円	5年
体位変換器 (介)	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等	15,000円	5年
移動用リフト (介)	下肢又は体幹機能障害2級以上、 難病患者等	159,000円	4年
訓練いす (児童のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上 3歳以上の方	33,100円	5年
訓練用ベッド (児童のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上 学齡児以上の方、難病患者等	159,200円	6年
入浴補助用具 (介)	下肢又は体幹機能障害2級以上、 難病患者等	90,000円	8年
便器 (介)	下肢又は体幹機能障害2級以上、 難病患者等	4,450円	8年
手すり付き便器 (便器に手すりをつけた場合)	下肢又は体幹機能障害2級以上、 難病患者等	5,400円	8年
つえ (木材・金属)	平衡機能又は下肢又は体幹機能障害	(木材) 2,310円 (金属) 3,150円	3年
歩行支援用具 (介)	平衡機能又は下肢又は体幹機能障害、 難病患者等	60,000円	8年

種 目	障害及び程度	基準額	耐用年数
頭部保護帽	1.脳性麻痺や失調症の方 2.てんかんの発作により転倒する方	A (スポンジ、革製) 15,960円 B (スポンジ、革、 プラスチック製) 38,587円	3年
特殊便器	上肢機能障害2級以上、難病患者等	151,200円	8年
火災警報器	身体障害等級2級以上の方で障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	15,500円	8年
自動消火器	身体障害等級2級以上であって 火災発生の感知及び避難が著しく困難な方（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）、難病患者等	28,700円	8年
ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は診断書により 音声言語障害、肢体不自由（体幹機能） 障害が証明された方、難病患者等	36,000円	5年
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は診断書により 音声言語障害、肢体不自由（体幹機能） 障害が証明された方、難病患者等	56,400円	5年
携帯用会話補助装置	音声機能もしくは言語機能障害又は肢体不自由者	98,800円	5年
情報・通信支援用具 (パーソナルコンピュータ周辺機器)	上肢機能障害2級以上又は言語、上肢複合障害2級以上	100,000円	-
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具の支給を参照 (61頁)	200,000円	-

【視覚障害】

種 目	障害及び程度	基準額	耐用年数
火災警報器	身体障害等級2級以上の方で障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	15,500円	8年
自動消火器	身体障害等級2級以上であって火災発生の感知及び避難が著しく困難な方（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）、難病患者等	28,700円	8年
電磁調理器	視覚障害2級以上	41,000円	6年
歩行時間延長信号機小型送信機	視覚障害2級以上	7,000円	10年
盲人用体温計（音声式）	音声機能もしくは言語機能障害又は肢体不自由者	9,000円	5年
盲人用体重計	視覚障害2級以上	18,000円	5年
盲人用時計（触読）	視覚障害2級以上	10,300円	10年
盲人用時計（音声）	視覚障害2級以上	13,300円	10年
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上及び聴覚障害2級以上の重度の重複障害のある方	383,500円	6年
点字タイプライター	視覚障害2級以上	63,100円	5年
点字器	視覚障害のある方	普通型A（真鍮板製） 10,712円 B（プラスチック製） 6,798円 携帯型A（アルミニウム製） 7,416円 B（プラスチック製） 1,699円	5年

視覚障がい者用 ポータブルレコーダー（録音再生機）	視覚障害2級以上	85,000円	6年
視覚障がい者用 ポータブルレコーダー（再生専用機）	視覚障害2級以上	35,000円	6年
視覚障がい者用活字 文書読み上げ装置	視覚障害2級以上	99,800円	6年
視覚障がい者用 拡大読書器	視覚障害であって本装置により文字等を読むことが可能になる者で原則として学齢児以上の方	198,000円	8年
視覚障がい者用 ワードプロセッサ	視覚障害のある方	1,030,000円	-
点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障害のある方		-

【聴覚・音声・言語障害】

種 目	障害及び程度	基準額	耐用年数
火災警報器	音声機能もしくは言語機能障害又は肢体不自由者	15,500円	8年
自動消火器	身体障害等級2級以上であって火災発生の感知及び避難が著しく困難な方（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）、難病患者等	28,700円	8年
聴覚障がい者用 屋内信号装置	聴覚障害2級以上	87,400円	10年
聴覚障がい者用 情報受信装置	聴覚障害のある方	88,900円	6年
聴覚障がい者用 通信装置（FAX等）	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害のある方	71,000円	5年
携帯用会話補助装置	音声機能もしくは言語機能障害又は肢体不自由者	98,800円	5年
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上及び聴覚障害2級以上の重度の重複障害のある方	383,500円	6年

【その他の障害】

種 目	障害及び程度	基準額	耐用年数
火災警報器	身体障害等級2級以上の方で障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	15,500円	8年
自動消火器	身体障害等級2級以上であって火災発生の感知及び避難が著しく困難な方（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）、難病患者等	28,700円	8年
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上	51,500円	5年
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は音声言語障害、肢体不自由（体幹）の障がいを持つ方のうち診断書により必要と認められた方、難病患者等	36,000円	5年
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は音声言語障害、肢体不自由（体幹）の障がいを持つ方のうち診断書により必要と認められた方、難病患者等	56,400円	5年
酸素ポンプ運搬車	音声機能もしくは言語機能障害又は肢体不自由者	17,000円	10年
人工喉頭	喉頭を摘出した方	笛式（気管カニューレ付は+3,000円）	5,250円 4年
		電動式	78,605円 5年
ストマ装具	ぼうこう・直腸機能障害のある方	蓄便袋（1月分） 8,858円 蓄尿袋（1月分） 11,639円	1ヶ月
紙おむつ	脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な方（3歳以上）	（1月分）12,000円	1ヶ月
収尿器	脊髄損傷等による排尿機能障害のある方	男（普通型）8,085円 （簡易型）5,985円 女（普通型）8,925円 （簡易型）6,195円	1年
動脈血中酸素飽和度測定器（ペルスオキシメーター）	難病患者等	157,500円	5年

6. 障害福祉サービス（自立支援給付）



障害福祉サービスの概要

障害福祉サービス（自立支援給付）にはホームヘルプや施設の短期入所など「介護給付」と機能訓練や生活訓練、就労移行支援などの「訓練等給付」があります。

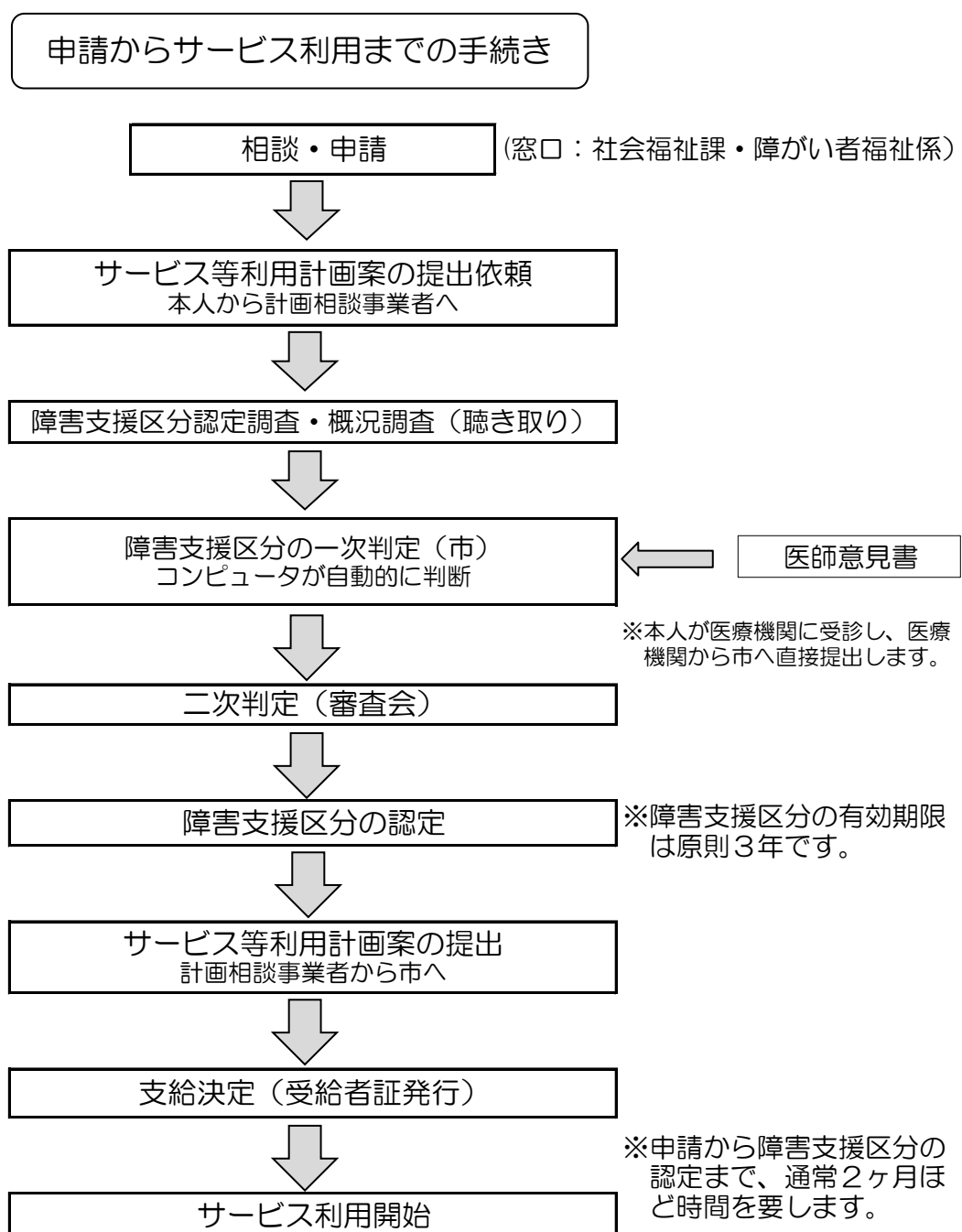
（次頁「対象サービス一覧」参照）

それぞれのサービスを利用するためには、市に申請してください。

市は申請に基づき、障害認定調査を行い（介護給付の場合は障害支援区分の決定が必要）、受給者証を交付いたします。

受給者証の交付を受けたら、希望する事業者や施設と契約によりサービスが利用可能となります。














※介護保険の対象となる方は、介護保険制度が優先になります



対象サービス一覧





【介護給付】

サービス名	対象障害	主なサービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	身 知 精 難	○障がい者・児の自宅をホームヘルパーが訪問して、下記のサービスを行います。 《サービスの内容》 身体介護 …… 食事、排泄、着替え、入浴等の介助 家事援助 …… 掃除、洗濯、調理、買い物等の援助 通院等介助 …… 病院等への通院介助など その他必要に応じ介護などについての助言・相談 ※ 障害支援区分1以上【通院等介助（身体介護を伴う場合）は、障害支援区分2以上で、別途認定調査が必要です。】
重度訪問介護	身 知 精 難	○「重度の肢体不自由者」または「重度の知的障害または精神障害により行動障害を有する者」で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、調理等の家事、外出時における移動支援、入院・入所している人に意思疎通の支援等を総合的に行います。 ※ 障害支援区分4以上。下線については障害支援区分6
重度障害者等包括支援	身 知 精 難	○介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 ※ 障害支援区分6で意思の疎通が著しく困難で一定の要件を満たす方
行動援護	知 精	○自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 ※ 障害支援区分3以上 ※ 別途認定調査が必要です
同行援護	身	○視覚障害により移動に著しい困難を有する障がい者の方に、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動時の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要な援助を行います。 ※ 別途認定調査が必要です。

サービス名	対象障害	主なサービス内容
療養介護	 	<p>○医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。</p> <p>※ALS 障害支援区分6 ※筋ジストロフィー 障害支援区分5以上 ※重症心身障害者 障害支援区分5以上</p>
生活介護	   	<p>○障害者支援施設等において、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援を提供します。</p> <p>○軽作業等の生活活動や創作活動の機会も提供します。</p> <p>○これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持向上を目指します。</p> <p>※ 障害支援区分3 以上、施設入所の場合区分4 以上 (50歳以上は区分2以上、施設入所の場合区分3 以上)</p>
施設入所支援	   	<p>○施設において夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。</p> <p>※ 生活介護利用者のうち障害支援区分4 以上 (50歳以上は区分3 以上)</p>
短期入所	   	<p>○介護者の疾病その他の理由により、居宅において一時的に介護ができなくなった場合に障がい者・児を施設で預かり、入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援を行います (利用日数：連続30日以内かつ年間180日以内。ただし、障害支援区分に応じ日数上限あり)</p> <p>※ 障害支援区分1 以上</p>


















【訓練等給付】

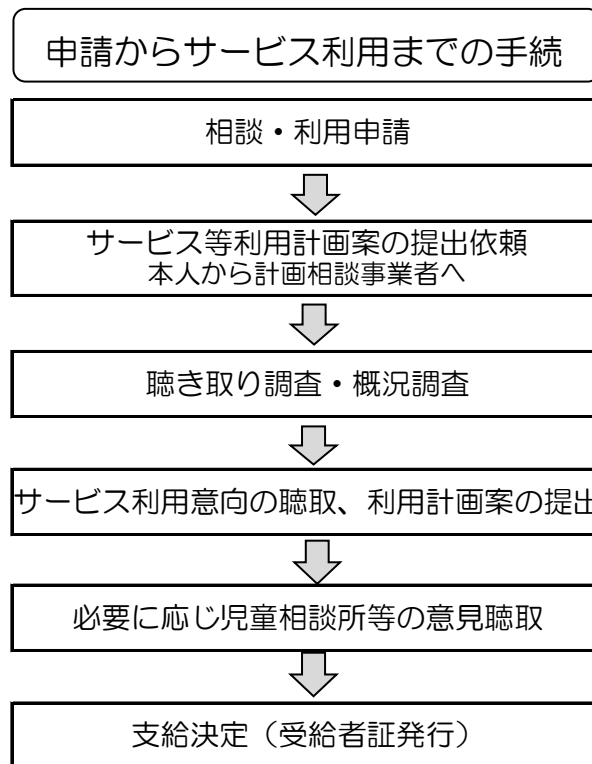
サービス名	対象障害	主なサービス内容
グループホーム (共同生活援助)	①身 ②知 ③精 ④難	○夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄 又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。 ※障害支援区分にかかわらず利用可能 ※身体障がい者については、65歳前に障害福祉サービス を利用している方に限ります。
自立訓練 (機能訓練)	①身 ②知 ③精 ④難	○自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、 身体機能(歩行訓練やリハビリ)又は生活能力(入浴、 排せつ、食事など)の向上のために必要な訓練(生活訓 練：視覚障がい者に対する歩行訓練等含む)を行います。 ○宿泊型：居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活 能力の向上のため、必要な訓練を行います。 ※訪問型自立訓練(生活訓練)は、就労定着支援との併給 はできません。
自立訓練 (生活訓練)		
宿泊型自立訓練		
就労移行支援	①身 ②知 ③精 ④難	○一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労 に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を 行います。 ※利用開始が65歳未満の方が対象です。継続の方で 65歳以上の方は、5年間障害福祉サービスを利用 した方が対象です。
就労継続支援 (A型＝雇用型) (B型＝非雇用型)	①身 ②知 ③精 ④難	○一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供する とともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を 行います。 ※A型は、利用開始が65歳未満の方が対象です。A型 の継続の方で65歳以上の方は、5年間障害福祉サー ビスを利用した方が対象です。
就労定着支援	①身 ②知 ③精 ④難	○一般企業へ就職した方に相談等や企業への訪問、関 係機関との連絡調整等生活面の支援を行います。 ※生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続 支援を利用後、一般就労した方が対象です。 ※自立生活援助および訪問型自立訓練(生活訓練)と の併給はできません。

サービス名	対象障害	主なサービス内容
自立生活援助	   	<p>障がい支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域で一人暮らしを希望する知的障がいや精神障がいがある方などで地域での生活に不安がある方に、定期的な訪問し相談や連絡調整、電話等対応を行ないます。</p>

7. 障害児通所支援



サービス名	対象障害	主なサービス内容
児童発達支援	   	<p>児童福祉施設等へ通所し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。</p>
医療型児童発達支援	 	<p>上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対し、日帰りで治療を行うとともに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。</p>
居宅訪問型児童発達支援	  	<p>重症心身障がい等の重度の障がいにより外出が著しく困難な場合や感染症にかかりやすく重篤化する恐れがある場合など外出ができない障がいのある児童に対して、訪問先において発達支援を行います。</p>
放課後等デイサービス	   	<p>就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを提供します。</p> <p>※別途、指標に基づいた調査が必要です。</p>
保育所等訪問支援	   	<p>専門職が障がい児のいる保育所等の施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活に溶け込めるようになるための支援を行います。</p>



8. 地域相談支援・相談支援

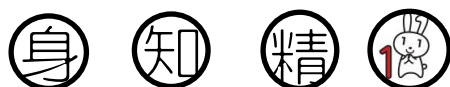


サービス名	主なサービス内容
地域移行支援	障がい者支援施設などに入所している人や精神科病院に入院している人などが、地域で生活ができるように事業所などへ同行したり、住居を確保するためのお世話などを行います。
地域定着支援	地域での生活が不安定な人に、いつでも連絡や相談ができ、必要なときはいつでも訪問、対応ができるようなサービスを提供します。
計画相談支援・障がい児相談支援	サービスを利用する際に、サービス等利用計画案を作成したり、サービス事業所等との連絡調整、モニタリング等を行います。

※ご利用の際は事前に申請が必要です。

9. 障害福祉サービス（主な地域生活支援事業）

移動支援事業



内 容	<p>障がい者等の外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。</p> <p>※通学、通所、通園など通年かつ長期間にわたる外出は対象外です。</p> <p>※重度訪問介護、行動援護、重度障害者包括支援の対象者は、障害福祉サービスが優先されます。</p>
対象者	<p>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持しており、かつ単独で外出することが困難な障がい者であって、障害支援区分1相当以上のかた身体介護を伴う場合：障害支援区分2以上で別途認定調査が必要です。</p> <p>※3歳以上</p> <p>※視覚障害のある方は、同行援護が優先となります。</p> <p>※施設入所者を除く。</p>
費 用	<p>利用料の1割となります。ただし、生活保護受給世帯は0円。</p>
手続き	<p>指定の申請書があります。電話または窓口でご相談ください。</p>
窓 口	<p>社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458（直通）</p>

日中一時支援事業



内 容	<p>障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等を日常的に介護している家族に対し就労支援や一時的な休息を提供します。</p>
対象者	<p>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有又は同等の障がいを有しており、日中において、介護する方がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がい者等</p> <p>※障害支援区分1以上（児童区分1以上）の方</p>
費 用	<p>利用料の1割負担となります。ただし、生活保護受給世帯は0円。</p>
手続き	<p>指定の申請書があります。電話または窓口でご相談ください。</p>
窓 口	<p>社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458（直通）</p>

訪問入浴サービス事業

内 容	<p>自宅での入浴が困難な重度の身体障がいがある方に対して、看護師と介助員が定期的に訪問し室内でポータブル浴槽を使って入浴のお世話をします。</p> <p>※利用回数 1人あたり週1回</p>
対象者	<p>身体に重度の障がいがあり、自宅の浴室の構造等によりホームヘルプサービスによる入浴介助を行うことが困難であって、自宅での入浴が困難な方で医師から入浴が可能と診断された方</p>
費 用	<p>利用料 1回500円</p>
手続き	<p>指定の申請書・診断書等があります。電話または窓口でご相談ください。</p>
窓 口	<p>社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458（直通）</p>

※介護保険対象の方は、内容が異なりますので高齢者介護課介護給付係（42-7431）にお尋ねください。

外出支援サービス事業

内 容	<p>移送用車両（リフト付車両等）により利用者の居宅と医療機関等との間の送迎を支援します。</p> <p>※介護保険の対象となる方は介護保険制度が優先になります。</p>
対象者	<p>要介護度が3程度以上の高齢者または重度身体障害者で、タクシーや自家用車等での移送が困難な方</p>
費 用	<p>利用料 1時間未満260円、1時間以上2時間未満520円 ※2時間を超えた分は実費となります。</p>
手続き	<p>指定の申請書等があります。電話または窓口でご相談ください。</p>
窓 口	<p>社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458（直通） 高齢者介護課 高齢者支援係（65歳以上の方）TEL 42-7432（直通）</p>

自動車改造費助成事業



<p>内 容</p>	<p>身体障がい者の方が就労等に伴い自動車を取得し、その自動車の改造に要する経費を助成します。</p> <p>※必ず改造前に申請してください。</p>
<p>対象者</p>	<p>下記のすべての項に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本市に居住する身体障害者手帳の交付を受けている下肢又は体幹機能障害者 • 自動車運転免許証を有する方 • 就労等の理由により、自動車を所有し運転する方 • 運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある方 <p>※ 所得制限（特別障害者手当と同じ）があります。</p> <p>※ 運転に直接必要と認められない改造については助成外</p>
<p>助成額</p>	<p>限度額 10万円</p>
<p>必要なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 印かん（シャチハタ不可） • 身体障害者手帳 • 見積書（改造箇所および経費を明らかにしたもの） • 車検証（自動車の購入と同時に改造する場合は、購入契約書の写し） • 運転免許証 • 改造前と改造後の写真
<p>窓 口</p>	<p>社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458（直通）</p>

自動車運転免許取得助成事業

内 容	身体障がい者等の方が、就労等社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許取得に要する費用の一部を助成します。
対象者	<p>①身体障害者手帳4級以上の方</p> <p>②療育手帳所有者</p> <p>③精神障害者保健福祉手帳所有者</p> <p>で、免許取得により就労が見込まれる等、社会活動への参加に効果があると認められる方</p> <p>※ 免許の取得前又は取得後6月以内に申請してください。</p>
助成額	費用総額の2/3以内で10万円が限度
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ・印かん（シャチハタ不可） ・運転免許証 ・運転免許証取得費用の領収書（本人の名前が入ったもの） ・銀行口座がわかるもの（通帳など） （ゆうちょ銀行は、記号・番号ではなく、店名・店番・預金種目・口座番号が必要なため通帳に記載してもらってください）
窓 口	社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458（直通）

意思疎通支援事業



内 容	聴覚障害者等の社会参加の促進及び交流活動の充実のために手話奉仕員を派遣します。
対象者	市内に居住する聴覚障害及び音声又は言語障害の身体障害者手帳所持者
費 用	無料 (外出に必要な交通費等については手話奉仕員または要約筆記者にかかる費用も申請者が負担します。)
窓 口	社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458 (直通)

遠隔手話サービス



内 容	聴覚障害者等の社会参加の促進及び交流活動の充実のためにタブレットを貸し出し、遠隔で手話オペレーターによる手話通訳を行います。
対象者	市内に居住する聴覚障害及び音声又は言語障害の身体障害者手帳所持者
費 用	無料 (外出に必要な交通費等については申請者が負担します。)
窓 口	社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458 (直通)

地域活動支援センター事業



<p>内 容</p>	<p>創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。 お茶やコーヒー等の飲み物を用意していますが、食事・入浴はありません。 ※お弁当（カップラーメン等）持参。お弁当の注文も可。</p>
<p>実施機関</p>	<p>特定非営利活動法人嘉飯山ネットBASARA 地域活動支援センター izumi</p>
<p>利用料</p>	<p>無料 ※ 料理200円、カラオケ店200円</p>
<p>問い合わせ</p>	<p>飯塚市枝国402番地46 TEL/FAX 0948-52-3759 活動日：月～土曜日 午前9時～午後5時 （※日曜日行事等での開所あり）</p>

10.自動車税・交通割引など

自動車税（種別割・環境性能割）の減免



身体障がい者等の移動のために利用される自動車について一定の要件に該当する場合は、福岡県で自動車税（種別割・環境性能割）の減免を行う制度を設けています。（身体障がい者等1人につき1台の自動車に限られています）

※入院中である等、手帳所有者の移動のために自動車を利用していない場合は減免の対象外。

【身体障害者手帳の交付を受けている方】

対象者の障害区分	障害等級		
	手帳所持者・車の所有者・運転者が同じ場合	手帳所持者・車の所有者・運転者が異なる場合	
視覚障害	2級の3、2級の4、3級の3及び3級の4 (H30.6.30以前に認定を受けた方：2級の2及び3級の2)	1級から3級までの各級及び4級の1	
聴覚障害	2級及び3級	2級及び3級	
平衡機能障害	3級	3級	
音声機能又は言語機能障害	3級	3級	
上肢不自由	1級及び2級	1級及び2級	
下肢不自由	1級から6級までの各級	1級から4級までの各級	
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級	1級から3級までの各級	
心臓機能障害	1級及び3級	1級及び3級	
じん臓機能障害	1級及び3級	1級及び3級	
肝臓機能障害	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級	
呼吸器機能障害	1級及び3級	1級及び3級	
ぼうこう・直腸・小腸機能障害	1級及び3級	1級及び3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級	
乳幼児期以前の非進行の脳病変による運動機能障害	上肢	1級及び2級	1級及び2級
	移動	1級から6級までの各級	1級から4級までの各級

【療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方】

療育手帳	療育手帳「A1」「A2」「A3」（Aを含む）及び「B1」
精神障害者保健福祉手帳	1級

申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> • 身体障害者手帳又は療育手帳又は精神保健福祉手帳 • 免許証の写し（両面） • 車検証 • 印かん（シャチハタ不可） • （買い替えの場合）既減免車の移転登録後の車検証もしくは登記事項証明書（写し可） • 生計同一証明書（手帳所持者・車の所有者・運転者が異なる場合） <p>※住民票など必要書類等が異なるものがありますので必ず事前にお問合せ下さい。</p>
問い合わせ先	<p>飯塚・直方県税事務所 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎（84頁地図あり） 0948-21-4922</p>

※自動車税（種別割・環境性能割）の減免の申請には、手帳の交付日、自動車の登録日など一定の条件と期限がありますので詳しくは、担当窓口で確認してください。

軽自動車税（種別割）の減免



内 容	<p>身体障がい者が所有している車両などについて、申請要件を満たしている場合は、軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。</p>
対象障がいと対象車両	<p>○対象障害 自動車税（種別割）の障害区分・障害等級に該当する方が対象となります。（47～48頁参照）</p> <p>○対象車両</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者が所有している車両 ・身体障がい者等と生計を一にし身体障がい者等を常時介護する方が所有する車 など <p>（担当課にて申請内容の審査があります）</p>
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・運転免許証の写し ・納税通知書 <p style="text-align: center;">} のいずれか</p> <p>※障がい者本人と車の所有者の住所地が異なるときは、常時介護証明書が必要となる場合があります。</p> <p>※軽自動車税（種別割）の減免は原則障がい者1人につき、1台となりますので、自動車税（種別割）の減免を受けている方は軽自動車税（種別割）の減免は受けられません。</p> <p>※減免の受付は納税通知書が届いてから、納期限（5月31日）までとなり毎年申請が必要です。 （5月31日が土・日・祝日の場合は、その次の開庁日が納期限となります。）</p> <p>詳しくは税務課市民税係窓口にてご確認ください。</p>
申請窓口	<p>税務課 市民税係 TEL 42-7421（直通）</p>

有料道路通行料金割引 **身** **知**

内容	通常料金の半額	
対象者	第2種身体障害者手帳所持者	本人運転のみ可能
	第1種身体障害者手帳所持者 第1種療育手帳所持者	介護者運転でも可能
割引対象となる自動車	<p>①本人またはその親族が所有する自家用乗用車等 ②日常的に介護しているものが所有する自家用乗用車等（第1種のみ） ③レンタカー、社会福祉協議会等貸し出し車両、車検・修理時の台車及び友人等が所有する自家用乗用車等 ④タクシー（介護タクシー含む）や福祉有償運送車両（第1種のみ） ※③及び④は登録できません。</p> <p>※ただし、第2種、第1種どちらも、以下営業用の自動車は除く。 ・車検証に「事業用」と記載されている車両 ・「自家用」のうち、営業に用いられている車両（ボディに会社名が書かれ</p>	

申請に必要なもの

※割引には有効期限（最大2年）があります。更新については有効期限の2ヶ月前から手続き可能です。

ETCを利用する場合

※必ず登録必要

ETCを利用しない場合

1) オンライン申請

オンライン申請受付サイト
<https://www.expressway-discount.jp>
 ※市役所の窓口での申請は不要です。

2) 市役所へ申請

- ・障害者手帳
- ・免許証（本人運転の場合で手帳が2種の方のみ）
- ・車検証の原本または写し
- ・自動車検査証記録事項
- ・「本人名義」のETCカード（20歳未満は保護者で可）
- ・車載器セットアップ証明書
- ・84円切手

1) 自動車登録なし

- ・障害者手帳
- ・免許証（本人運転の場合で手帳が2種の方のみ）

2) 自動車登録あり

- ・障害者手帳
- ・免許証（本人運転の場合で手帳が2種の方のみ）
- ・車検証の原本または写し

社会福祉課障がい者福祉係または各支所市民サービス課市民サービス係で申請・受付

※ETC利用申請の更新申請の方で、ETCカード・車載器に変更がない場合は、ETCカード・車載器セットアップ証明書は不要です。

事前に登録していない自動車も割引の対象となります。
 ただし、事前登録していない自動車については、ETC登録の有無に関わらず一般レーン、混在レーン又はサポートレーンにて手帳掲示し通行してください。

タクシー運賃の割引



内 容	メーター表示額の10%割引がうけられます。 (支払額の10円未満は端数切捨て)
対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
利用方法	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をタクシー運転手に提示してください。 問い合わせ先：飯塚旅客自動車協同組合 TEL 22-3288

タクシー乗車運賃の一部助成



内 容	在宅の重度の障がい者がタクシーを利用する際のタクシー料金を助成する タクシー利用券を交付します。 利用できるタクシーは、飯塚旅客自動車協同組合が取り扱う事業者のタクシーで、 乗車の際に手帳と利用券を提示します。 (本人乗車時に限る)
対象者	市に居住する(住民基本台帳に登録されている方) ・身体障害者手帳 2級以上 ・療育手帳A1及びA2(Aを含む) ・精神障害者保健福祉手帳 1級 ※申請時点の住民票の世帯が、前年度市町村民税非課税世帯であること ※在宅であること(入院・施設入所を除く)
助成額	タクシー利用券1枚につき小型タクシーの基本料金を助成 タクシー利用券は月3枚交付 (じん臓機能障害1級であり、人工透析を実施しているものについては月4枚) ※申請のあった月から年度末までの月数分を交付します。
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・(人工透析を受けている方で、自立支援医療(更生医療)を受給されていない方)人工透析が確認できる書類(特定疾病療養受療証等) ・印かん(シャチハタ不可) ※代理のかたが手続きする際は、本人と代理人の印かんが必要です。
窓 口	社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458(直通) 各支所 市民サービス課 市民サービス係

バス運賃の割引「西鉄バス」



内容及び対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の方はバス運賃の割引対象となります。ただし、すべてのバス会社で適用されるとは限りませんので各会社の窓口でご相談ください。
種類	<p>○本人割引 ※小児（12歳未満）乗車定期券の割引はありません。 本人が普通乗車券、定期券を購入する時、又は現金、二モカ、障がい者用二モカにて乗車利用時に支払いをする際、手帳を提示し、割引を受けます。</p> <p>○介護者割引 第1種身体障害者手帳所持者又は第1種療育手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳1級所持者1名に対し、1名の介護者が割引を受けることができます。なお、ご利用は、手帳所持者の同伴時に限ります。 普通乗車券、定期券を購入する時、又は現金、二モカにて乗車利用時に支払いをする際、手帳を提示し、割引を受けます。</p> <p>※第2種身体障害者手帳所持者又は第2種療育手帳所持者又は精神障害者保険福祉手帳2・3級所持者のうち12歳未満の障がいがある方の介護者のみ定期券の割引を受けることができます。</p>
割引率	50%
問い合わせ先	西鉄お客さまセンター 午前8時～午後8時 年中無休 TEL 0570-00-1010（PHS・IP電話からは092-303-3333）

旅客鉄道運賃の割引「西鉄電車」



内容及び対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の方は電車運賃が50%割引対象となります。ただし、精神障害者保健福祉手帳で乗車する場合は手帳の有効期限内に限ります。
種類及び利用方法	<p>普通乗車券、回数券、定期乗車券を購入する際、手帳を提示し割引を受けます。</p> <p>○第1種身体障害者手帳所持者又は第1種療育手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳1級所持者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人：普通乗車券、回数券、定期乗車券【ただし、小児（12歳未満）乗車定期券は対象外。】 ・介護者：普通乗車券、回数券、定期乗車券【ただし、大人通勤に限り】 <p>○第2種身体障害者手帳所持者又は第2種療育手帳所持者又は精神障害者保険福祉手帳2・3級所持者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人：普通乗車券、回数券 ・介護者：小児（12歳未満）同伴の際の大人通勤に限り
問い合わせ先	西鉄お客さまセンター 午前8時～午後8時 年中無休 TEL 0570-00-1010（PHS・IP電話からは092-303-3333）

旅客鉄道運賃の割引 「JR九州（鉄道）」



内容及び 対象者	身体障害者手帳または療育手帳所持者は次のとおり割引されます。																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 45%;">適用範囲</th> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 20%;">割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1種 障害者</td> <td style="text-align: center;">単独で利用する場合 (片道101km以上利用の場合)</td> <td style="text-align: center;">普通乗車券</td> <td style="text-align: center;">5割</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">介護者と共に利用する場合 (普通乗車券は距離制限なし)</td> <td style="text-align: center;">普通乗車券 定期乗車券※ 回数券 普通急行券</td> <td style="text-align: center;">本人・介護者 共に5割</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2種 障害者</td> <td style="text-align: center;">単独で利用する場合 (片道101km以上利用の場合)</td> <td style="text-align: center;">普通乗車券</td> <td style="text-align: center;">5割</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">介護者と共に利用する場合 (12歳未満の障がい児が介護者と 共に利用する場合に限る)</td> <td style="text-align: center;">定期乗車券※</td> <td style="text-align: center;">介護者のみ 5割</td> </tr> </tbody> </table>				適用範囲	種類	割引率	第1種 障害者	単独で利用する場合 (片道101km以上利用の場合)	普通乗車券	5割	介護者と共に利用する場合 (普通乗車券は距離制限なし)	普通乗車券 定期乗車券※ 回数券 普通急行券	本人・介護者 共に5割	第2種 障害者	単独で利用する場合 (片道101km以上利用の場合)	普通乗車券	5割	介護者と共に利用する場合 (12歳未満の障がい児が介護者と 共に利用する場合に限る)	定期乗車券※	介護者のみ 5割
		適用範囲	種類	割引率																	
	第1種 障害者	単独で利用する場合 (片道101km以上利用の場合)	普通乗車券	5割																	
介護者と共に利用する場合 (普通乗車券は距離制限なし)		普通乗車券 定期乗車券※ 回数券 普通急行券	本人・介護者 共に5割																		
第2種 障害者	単独で利用する場合 (片道101km以上利用の場合)	普通乗車券	5割																		
	介護者と共に利用する場合 (12歳未満の障がい児が介護者と 共に利用する場合に限る)	定期乗車券※	介護者のみ 5割																		
<p>※小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引はされません。ご本人が、高校生・中学生・小学生の場合は、大人通学定期運賃（大学生用）の半額です。</p>																					
利用方法	<p>乗車券を購入する窓口到手帳を提示してください。</p> <p>※障がい者1名に対し、1名の介護者のみ割引が適用できます。</p> <p>※障がい者と介護者は購入する乗車券の種類、区間、有効期間が同一で同時に購入（使用）する場合のみ割引となります。</p>																				

※一部券種で取り扱いが異なる場合があります。窓口にてご確認ください。

国内航空運賃の割引 **身** **知** **精**

内容及び対象者	満12歳以上で身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者及び各手帳所持者の介護者1名が、国内航空を利用する場合 ※割引率は会社によって割引範囲等が異なりますので、詳しくはそれぞれの航空会社にお問い合わせください。 (航空会社によって、下記の対象の方のみの場合がありますので、それぞれの会社にお問い合わせください。)	
	障害区分	対象者
	第1種身体障害者 第1種知的障害者	本人及び介護者(1名)
	第2種身体障害者 第2種知的障害者	本人のみ
利用方法	航空券を購入する窓口に障害者手帳を提示してください。	

市バス運賃の割引

内容及び対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者 とその介助者は市バス運賃の割引対象になります。また、高齢者(60歳以上)は高齢者交通支援事業の対象となります。
種類	○本人割引(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者または学生証) 本人が定期乗車券を購入する時、または乗車利用時に支払いをする際、手帳を 提示することで、料金を半額とします。 ※学生については、定期券購入時のみの割引。 ○介護者割引 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者1名に対し、1名の介護者が 半額で乗車可能です。 なお、ご利用は、手帳所持者の同伴時に限ります。 乗車利用時に支払いをする際、手帳を提示し、割引を受けます。 ○ 高齢者交通支援事業(60歳以上) 回数券を購入する際に『 嘉麻市高齢者交通支援証明書 』を提示することで、回数券を追加でもう1冊交付します。
必要なもの	○定期券購入の際 身体障害者手帳又は、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、学生証 ○市バス乗車の際 身体障害者手帳又は、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ○高齢者支援証明書発行の際 マイナンバーカード、健康保険証など本人と確認できる書類
手続き	定期乗車券 及び高齢者交通支援証明書 の発行は、必要なものを窓口へ持参していただき、交付手続きをさせていただきます。
窓口	○市バス運賃・定期券に関すること 交通政策課 交通政策係 TEL 42-7404 (直通) 各支所 市民サービス課 地域振興係 ○高齢者交通支援証明書に関すること 高齢者介護課 高齢者支援係 TEL 42-7432 (直通)

駐車禁止除外指定車標章の交付



<p>内 容</p>	<p>標章を交付された場合、駐車禁止場所（法定の駐車禁止場所、駐停車禁止場所は除く）でも、止むを得ない場合は他の交通の妨げにならない限り駐車することができます。</p>
<p>対象者</p>	<p>○身体障害者手帳 次に掲げる障害名及び障害程度の身体障害者手帳の交付を受け、かつ歩行困難な方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害 1～3級、4級の1 ・聴覚障害 2級、3級 ・平衡機能障害 3級 ・上肢不自由 1級、2級の1、2級の2 ・下肢不自由 1～4級 ・体幹不自由 1～3級 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 <ul style="list-style-type: none"> 上肢機能 1・2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く) 移動機能 1～4級 ・心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害 1～3級 ・免疫機能障害 1～3級 ・肝臓機能障害 1～3級 <p>○療育手帳 「重度（A）」</p> <p>○精神保健福祉手帳 「1級」</p> <p>○身体障がいがある方等のうち、歩行が困難なことにより社会での日常生活が著しく制限されると公安委員会が認める方。</p> <p>※県内に住所を有している方が対象です。</p>
<p>申請に必要なもの</p>	<p>①～③の下記書類は、それぞれ2通必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①障害者手帳の写し ②住民票の写し（1通はコピー可）※発行日から3か月以内のもの ③代理人が申請する場合は、申請者との続柄を確認できるもの又は委任状等 ④印鑑（シャチハタ不可） ⑤（現在、除外標章をお持ちの方は）駐車禁止除外指定車標章
<p>窓 口</p>	<p>嘉麻警察署 嘉麻市大隈町418-3 TEL 0948-57-0110</p>

ふくおか・まごころ駐車場制度



<p>内 容</p>	<p>駐車場の適正利用のため、対象者に「ふくおか・まごころ駐車場」利用証を交付し、商業施設や公共施設などの県と協定を結んだ協力施設の駐車場を利用する際にその利用証を車内に掲示してもらいます。</p>
<p>対象者</p>	<p>○身体障害者手帳所持者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害 4級以上 ・聴覚障害 3級以上 ・平衡機能障害 5級以上 ・上肢機能障害 2級以上 ・下肢・移動機能障害 6級以上 ・体幹機能障害 5級以上 ・内部の機能障害 4級以上 <p>○療育手帳 A所持者</p> <p>○精神保健福祉手帳 1級所持者</p> <p>○特定医療費（指定難病）受給者 （小児慢性特定疾患医療受給者を含む）</p> <p>○介護保険要介護1以上</p> <p>○妊娠7ヶ月から産後3ヶ月までの人</p> <p>○ケガで車いす等を利用している人</p> <p>※申請時には、障害者手帳等の確認書類の提示が必要です。 必要書類等は事前にお問い合わせください。</p>
<p>登録施設</p>	<p>福岡県のホームページに掲載されています。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokamagokorochusyazyou.html</p>
<p>窓 〇</p>	<p>嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 総務企画課 総務係 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎（84頁地図あり） TEL 0948-21-4911</p>

11. 税金・公共料金の減免

所得税・住民税の障害者控除



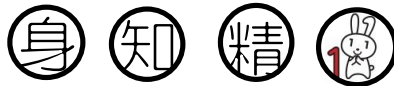
内容及び対象者	対象者		所得税 (所得控除)	住民税 (所得控除)
	特別障害者	身体障害者手帳 1～2級 療育手帳 A、A1、A2 精神障害者保健福祉手帳 1級		40万円
普通障害者	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B1、B2 精神障害者保健福祉手帳2～3級		27万円	26万円
その他	※控除対象配偶者または扶養親族が同居の特別障害者である場合において、加算があります。詳しくは税務署等へお問い合わせください。			
窓 □	所得税の場合 … 飯塚税務署 TEL 0948-22-6710 飯塚市芳雄町13-6 飯塚合同庁舎 (84頁地図あり) 住民税の場合 … 税務課 市民税係 TEL 42-7421 (直通)			

NHK放送受信料の減免



<p>内容及び 対象者</p>	<p>○全額免除</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合 <p>○半額免除</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約者が視覚・聴覚の身体障害者手帳所持者で世帯主の場合 契約者が重度の障がい者で世帯主の場合 <p>※重度の障がい者とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳（1級、2級） 療育手帳（A、A1、A2） 精神障害者保健福祉手帳（1級）
<p>必要なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 印かん（シャチハタ不可） <p>のいずれか</p>
<p>窓 □</p>	<p>社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458（直通） 各支所 市民サービス課 市民サービス係</p>

相続税・贈与税の障害者控除等



内容及び対象者	<p>【相続税の障害者控除】 相続または遺贈により財産を取得したものが85歳未満の障がいがある方の場合には、その者の相続税額から障害者控除として一定の金額が控除されます。</p> <table border="1" data-bbox="383 504 1353 683"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般障害者</th> <th>特別障害者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者控除額</td> <td>85歳一年齢×10万円</td> <td>85歳一年齢×20万円</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※特別障害者：身体障害者手帳1級～2級・療育手帳A、A1、A2 精神障害者保健福祉手帳1級 ※一般障害者：身体障害者手帳3級～6級・療育手帳B1、B2 精神障害者保健福祉手帳2級～3級</p> </div> <p>【特定障害者に対する贈与税の非課税】 特定障害者の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。 この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通して税務署に提出しなければなりません。</p> <p>※特定障害者とは、特別障害者、中軽度の知的障がい者及び精神保健福祉手帳2～3級所持者</p> <table border="1" data-bbox="383 1444 1353 1630"> <thead> <tr> <th></th> <th>障害者</th> <th>特別障害者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定障害者に対する贈与税の非課税</td> <td>信託受益権の価額のうち3,000万円まで非課税</td> <td>信託受益権の価額のうち6,000万円まで非課税</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎各種手続きについては、事前にお問い合わせください。</p>		一般障害者	特別障害者	障害者控除額	85歳一年齢×10万円	85歳一年齢×20万円		障害者	特別障害者	特定障害者に対する贈与税の非課税	信託受益権の価額のうち3,000万円まで非課税	信託受益権の価額のうち6,000万円まで非課税
		一般障害者	特別障害者										
障害者控除額	85歳一年齢×10万円	85歳一年齢×20万円											
	障害者	特別障害者											
特定障害者に対する贈与税の非課税	信託受益権の価額のうち3,000万円まで非課税	信託受益権の価額のうち6,000万円まで非課税											
問い合わせ	飯塚税務署 TEL 0948-22-6710 飯塚市芳雄町13-6 飯塚合同庁舎 (84頁地図あり)												

NTT西日本ふれあい案内（無料番号案内）



内 容	電話帳の利用が困難な視覚・聴覚・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がいや上肢などの不自由な方、知的障がいや精神障がいのある方を対象に、無料で電話番号を案内します。（ご利用前に事前に申請が必要です）
対象者	<ul style="list-style-type: none"> • 身体障害者手帳所持者 視覚障がい 1～6級 肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1級、2級 • 聴覚障がい 2～4級、6級 • 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい 3級、4級 • 療育手帳所持者 • 精神障害者保健福祉手帳所持者
問い合わせ	<p>電 話：フリーダイヤル 0120-104174 FAX：フリーダイヤル 0120-104134 受付時間 午前9時～午後5時まで （土曜・日曜・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。） 携帯電話、PHSからもつながります。</p>

携帯電話の障がい者割引

内 容	携帯電話サービス会社では、障がい者向け割引サービスを行っています。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> • 身体障害者手帳所持者 • 療育手帳所持者 • 精神障害者保健福祉手帳所持者
窓 口	携帯電話販売店の窓口で確認してください。

12. 住宅関連

居宅生活動作補助用具の支給（日常生活用具）



※介護保険対象の方は、内容が異なりますので高齢者介護課介護給付係（42-7431）にお尋ねください。

<p>内 容</p>	<p>在宅の障がいがある方に、日常生活用具の一環として、障がいのある方の居宅での移動等を円滑にするための用具の購入や、設置に小規模な住宅改修（下記支給内容参照）が伴うものを支給いたします。</p> <p>※用具の支給は1回限りとなります。</p> <p>※必ず施工前に申請してください。施工後の申請はできません。</p>
<p>対象者</p>	<p>嘉麻市内に居住（在宅）し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下肢、体幹または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害があり、障害等級が1級から3級の方 ○特殊便器への取替えをする場合にあっては、上肢障害1級、2級の方 ○難病患者等
<p>支給できる内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) すべり防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の変更 (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他（1～5に付帯して必要となる住宅改修）
<p>費 用</p>	<p>支給限度額（基準額）20万円（原則その1割を負担）</p>
<p>必要なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・印かん（シャチハタ不可） ・見積書 ・改修箇所が確認できる平面図 ・施行前の写真 ・貸家の場合は住宅改造承諾書
<p>窓 口</p>	<p>社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458（直通）</p>

すみよか事業



※介護保険対象の方は、内容が異なりますので高齢者介護課介護給付係（42-7431）にお尋ねください。

内 容	<p>重度障がいがある方の身体状況に対応した住宅設備の整備に要する費用に対し、助成金を交付します。</p> <p>※1つの住宅につき1回を限度とします</p> <p>※改修前に事前申請が必要となります</p>
対象者	<p>改修する住宅に住んでいるすべての方が住民税および所得税非課税で、以下の要件のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.下肢、体幹または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害があり、障害等級が1級・2級の方 2.療育手帳A1、A2の程度の方 3.重複障がいのある方（児童相談所等の判定又は診断によりIQ50以下と認められ、かつ身体障害者手帳3級に該当する方）
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取り付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化のための床材の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その他上記（1）～（5）の整備に付帯して必要となる整備 <p>※（財）福岡県建築住宅センターへアドバイザー派遣を依頼し、改修内容について一緒に検討してもらいます。</p>
助成額	<p>限度額30万円</p>
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳または療育手帳など ・見積書 ・改修箇所が確認できる平面図 ・施行前の写真 ・貸家の場合は住宅改造承諾書
窓 □	<p>社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458（直通）</p>

公営住宅などへの入居優遇制度



<p>内 容</p>	<p>市営住宅・県営住宅などへの入居について障害者手帳及び療育手帳等を所有されている方に対して、配慮が加えられる場合があります。</p> <p>市営住宅への入居については、随時募集を行っております。詳細については、住宅課住宅管理係までお問合わせください。</p> <p>県営住宅への入居については、定期募集が年に4回行われています。 また、一部の住宅は先着順で常時募集が行われています。 《手続き等の詳細はそれぞれの窓口にてお問合わせください》</p>
<p>窓 口</p>	<p>(市営住宅) 住宅課 住宅管理係 TEL 42-7062 (直通)</p> <p>(県営住宅) 福岡県住宅供給公社 筑豊管理事務所 TEL 21-3232</p>

13.その他、日常生活のサービスなど

福祉電話



内 容	おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者または重度の身体障がいがある方に対し、福祉電話の貸し出しをします。
対象者	市内に居住する (1) おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は外出困難な重度の身体障がいがある方 (2) 所得税が課税されておらず、現に電話を所有していない方 (3) 近所に適当な介護者がおらず、安否確認や緊急連絡等の手段として必要性が認められた方 上記の(1)から(3)までのすべての要件をみたす方
費 用	基本料金は嘉麻市が負担し、通話料等は借受人が負担をします。
窓 口	社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458 (直通) 高齢者介護課 高齢者支援係 (65歳以上の方) TEL 42-7432 (直通)

寝具乾燥消毒サービス



内 容	在宅の寝たきり高齢者等及び重度の身体障がいがある方を介護する世帯に、対象者が常時使用する寝具の乾燥及び洗濯のサービスを提供します。
対象者	<p>市内に居住する</p> <p>(1) 身体障害者手帳 1級・2級 (上肢、上下肢、両下肢、体幹、または視覚の障害を有するもの) かつ自宅において常時使用している寝具の乾燥ができない世帯</p> <p>(2) (1) と同程度の障がいをもつもので住宅環境の事情により寝具の乾燥等ができない状況にあるもの</p> <p>(3) ひとり暮らしのおおむね65歳以上の方で住宅環境の事情により寝具の乾燥等ができない状況にあるもの</p> <p>(4) おおむね65歳以上で常時寝たきり状態にあるものが属する高齢者世帯</p> <p>※利用回数は、乾燥及び洗濯は1人あたり年4回です。 ※利用者1人あたりに利用できる寝具の枚数など、詳しくはお問い合わせください。</p>
費 用	1回あたり 600円 (ただし、生活保護世帯や前年度所得税非課税の世帯については、利用料が免除されます)
手続き	指定の申請書があります。窓口でお申し込みください。
窓 口	<p>社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458 (直通)</p> <p>高齢者介護課 高齢者支援係 (65歳以上の方) TEL 42-7432 (直通)</p>

配食サービス



内 容	<p>身体上や精神上的の障がいがあるために食事の支度が困難なひとり暮らしの高齢者やひとり暮らしの障がいがある方等に対して、必要に応じて配食サービスの提供をするとともに、安否の確認をし、健康状態に異常等があった場合には関係機関へ連絡等をします。</p> <p>※利用料 夕食：1食あたり 350円 朝食：1食あたり 190円</p>
対象者	<p>市内に居住する虚弱、障がい等により食事の確保が困難なものであって、以下の要件のいずれかに該当する方</p> <p>(1) ひとり暮らしの65歳以上の方</p> <p>(2) ひとり暮らしの障がい者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級、2級 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳1級 <p>(3) 高齢者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯</p>
窓 口	<p>社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458 (直通) 高齢者介護課 高齢者支援係 (65歳以上の方) TEL 42-7432 (直通)</p>

緊急通報装置の設置



内 容	<p>ひとり暮らしの高齢者及び重度の身体障がいがある利用者が居宅で急病等の緊急時に、装置より福岡安全センター（株）に通報し、通報を受けた福岡安全センター（株）が、指令室および協力員に連絡することにより、速やかに利用者の救助をおこないます。</p>
対象者	<p>市内に居住し、脳血管疾患、心疾患及び高血圧等の内臓疾患を有しているもので、</p> <p>(1) おおむね65歳以上の単身世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者</p> <p>(2) ひとり暮らしの重度の身体障がいがある方又はこれに準ずる世帯に属する重度の身体障がいがある方</p>
手続き	<p>指定の申請書があります。窓口でお申し込みください。</p> <p>緊急通報装置の設置は後日福岡安全センター（株）より取り付け工事日の連絡が入ります。</p>
窓 口	<p>社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458 (直通) 高齢者介護課 高齢者支援係 (65歳以上の方) TEL 42-7432 (直通)</p>

ふるさと交流館なつきの湯使用料の割引



内 容	身体障害者手帳又は療育手帳を所持している方に対し、なつきの湯使用料の割引をします。
使用料	12歳以上の身体障害者手帳又は療育手帳を所持している方は、 1人につき220円 回数券12回分2,200円
必要なもの	・身体障害者手帳又は療育手帳 ※なつきの湯の受付にて、利用券等ご購入時に提示してください。
問い合わせ	社会福祉課 社会福祉係 TEL 42-7457（直通）

山田いこいの家「白雲荘」使用料の割引



内 容	身体障害者手帳又は療育手帳を所持している方に対し、山田いこいの家「白雲荘」使用料の割引をします。													
割 引	<p>○いこいの家使用料</p> <table border="0"> <tr> <td>70歳以上</td> <td>1人につき100円</td> <td>回数券12回分1,000円</td> </tr> <tr> <td>12歳以上70歳未満</td> <td>1人につき200円</td> <td>回数券12回分2,000円</td> </tr> <tr> <td>6歳以上12歳未満</td> <td>1人につき100円</td> <td>回数券12回分1,000円</td> </tr> </table> <p>○いこいの家個室使用料</p> <table border="0"> <tr> <td>3時間未満</td> <td>520円</td> </tr> <tr> <td>3時間を越えた場合1時間につき</td> <td>200円</td> </tr> </table> <p>身体障害者手帳又は療育手帳を所持している人は上記の使用料より半額となります。</p>	70歳以上	1人につき100円	回数券12回分1,000円	12歳以上70歳未満	1人につき200円	回数券12回分2,000円	6歳以上12歳未満	1人につき100円	回数券12回分1,000円	3時間未満	520円	3時間を越えた場合1時間につき	200円
70歳以上	1人につき100円	回数券12回分1,000円												
12歳以上70歳未満	1人につき200円	回数券12回分2,000円												
6歳以上12歳未満	1人につき100円	回数券12回分1,000円												
3時間未満	520円													
3時間を越えた場合1時間につき	200円													
必要なもの	・身体障害者手帳又は療育手帳 山田いこいの家「白雲荘」の受付にて、利用券等ご購入時にご提出ください。													
問い合わせ	高齢者介護課 高齢者支援係 TEL 42-7432（直通）													



稲築社会福祉センター及び稲築老人憩の家利用券

内 容	在宅の障がい者等に対し稲築社会福祉センター及び稲築老人憩の家利用券を交付します。
利用券	利用券の交付を受け、月10回まで無料で利用できます。 有効期限は、申請のあった月から年度末までです。 (未使用分を翌月に繰り越すことはできません。また、いかなる理由であっても再交付はしませんので、保管については十分に注意してください)
必要なもの	<ul style="list-style-type: none">• 印かん (シャチハタ不可)• 身体障害者手帳又は、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
問い合わせ	社会福祉課 社会福祉係 TEL 42-7457 (直通)

生活福祉資金貸付

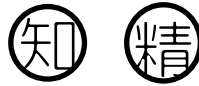
<p>内容及び 対象者</p>	<p>福岡県社会福祉協議会では、障がい者世帯の自立助長のため、次のとおり資金の貸付を行っています。</p> <p>(1) 福祉資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生業を営むために必要な経費 ・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・ 福祉用具の購入費等 ・ 障がい者用の自動車購入費 ・ 負傷又は疾病の療養に要する費用 ・ 介護サービス、障がい者福祉サービスを受けるのに必要な費用及びその期間の生計を維持するために必要な経費 ・ 災害を受けたことにより臨時的に必要な経費 ・ 冠婚葬祭に必要な経費 ・ 住宅の移転等に要する経費 ・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・ その他日常生活上一時的に必要な経費 ・ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 <p>(2) 教育支援資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育支援費 高等学校、大学、専門学校に修学するために必要な費用 ・ 就学支度費 高等学校、大学、専門学校に入学に際し、必要な費用 <p>※貸付条件について、詳しくは下記までお問い合わせください。</p>
<p>窓 □</p>	<p>嘉麻市社会福祉協議会 TEL 43-3511 (85頁地図あり)</p>

成年後見制度



<p>内容及び 対象者</p>	<p>病気や障がいによって、判断能力の不十分な方が悪質商法の被害にあったり、相続、売買などの法律問題にあったとき、不利益をこうむらないように保護し、支援する制度です。</p> <p>本人の判断能力の程度により、補助・保佐・後見の制度があります。本人の判断能力が不十分になったときのために、あらかじめ任意後見契約を結ぶこともできます。</p> <p>●成年後見制度には、①法定後見制度と②任意後見制度の2つがあります。</p> <p>①法定後見制度（すでに判断能力が不十分な場合） 既に判断能力が不十分なために、自分自身で財産管理や法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所が適任と思われる援助者（成年後見人・保佐人・補助人）を選任する制度です。</p> <p>②任意後見制度（将来の不安に備えたい場合） 将来、判断能力が低下した時に備えて、「支援してほしい人」「支援してほしい内容」を決めておきます。将来、望んだとおりの支援を受けることができる制度です。</p>
<p>窓 □</p>	<p>社会福祉課 障がい者福祉係</p> <p>嘉麻市社会福祉協議会 TEL 43-3511 (85頁地図あり)</p> <p>福岡家庭裁判所飯塚支部 TEL 22-1150 飯塚市新立岩10-29 (84頁地図あり)</p>

日常生活自立支援事業



<p>内 容</p>	<p>(1) 福祉サービスの利用援助 福祉サービスについての相談を受け、情報提供、助言、手続きの援助（同行または代行による援助）を行います。 福祉サービスの利用（解約）手続き、利用料金の支払い、苦情解決のための制度を利用する手続きの援助を行います。</p> <p>(2) 日常的金銭管理 年金の受領、医療費や税金、保険料、公共料金の支払いや預貯金の出し入れの援助を行います。</p> <p>(3) 書類等預かりサービス 日常的金銭管理で使用する通帳や印鑑を預かります。 上記のほかに、権利書、年金証書、契約書、実印を預かります。</p>
<p>対象者</p>	<p>認知症、知的障がい、精神障がいがある方などで、判断能力が不十分なため、日常生活で困っている方かつこの事業を利用する意思があり、必要な契約内容について理解できる方</p>
<p>費用負担</p>	<p>(1) 相談や支援計画の作成は無料 (2) 援助を受ける場合（1回あたり） 利用時間により費用負担があります。 （生活保護者は無料です） (3) 書類等預かりサービス 預かる書類により月ごとに費用負担があります。</p>
<p>窓 口</p>	<p>嘉麻市社会福祉協議会 TEL 43-3511 (85頁地図あり)</p>

肢体不自由高校生への奨学金の支給



内容及び対象者	<p>福岡県内に住所のある、身体障害者手帳の1級から5級までの肢体不自由な高等学校在生徒（養護学校高等部在学者は除く）および合格見込みのある中学3年生在生徒は、年額35,000円の奨学金を受けることができます。この奨学金は返済の義務はありません。</p> <p>なお、いろいろな条件がありますので、下記までお問い合わせください。</p>
必要なもの	<p>①採用願書 ②在学学校長の推薦書 ③所得証明書または源泉徴収票（世帯で収入のある者全員の最新のもの）</p>
募集期間	<p>毎年11月10日から12月10日 ※継続の場合も、毎年申請が必要です。</p>
問い合わせ	<p>財団法人 福岡県肢体不自由児協会 春日市原町3-1-7クローバープラザ6階（86頁地図あり） TEL 092-584-5723</p>

施設入所者就職支度金給付事業



内容及び対象者	<p>就労移行支援事業や就労継続支援事業を利用して施設に入所している人が訓練を終了し、就職等により自立した場合に、就職支度金を支給します。</p>
申請	<p>(1) 所定の申請書（施設の長による証明が必要です） (2) 雇用先の採用証明書又は自営事業計画書等の就職等を証明する書類 (3) 更生訓練の終了を証する書類</p> <p>※詳しくは事前にお問い合わせください。</p>
支給額	36,000円（1人につき1回支給）
窓口	社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458（直通）

郵便等による不在者投票



<p>内容及び対象者</p>	<p>選挙のときに投票所へ行くことができない人は、いま住んでいる場所で投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により不在者投票をすることができます。</p> <p>(1) 両下肢・体幹・移動機能の障がい 1級・2級 (2) 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい 1級・3級 (3) 免疫・肝臓の障がい 1級・2級・3級</p> <p>※上記の障がい、かつ上肢・視覚の障がい1級をお持ちの方で、自ら投票の記載をすることができない人は、代理で届出人に記載してもらい投票することができます。</p> <p>○事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける手続きが必要となります。 詳しくは、下記までお問い合わせください。</p>
<p>窓 口</p>	<p>嘉麻市選挙管理委員会 TEL 42-7410 (直通)</p>

車いすの貸出

<p>内 容</p>	<p>臨時的に車いすが必要なかたに対し、車いすの貸し出しを行っています。貸し出し期間は1週間程度です。平日の8時半から17時までに<u>印かん</u>を持参のうえ申し込みをしてください。</p> <p>※貸し出しできる車いすは本庁（稲築）のみありますが、事前にご確認ください(1台は手押し式、他は自走可。)</p> <p>※嘉麻市社会福祉協議会でも車いすの貸し出しを行っています。 詳しくは、嘉麻市社会福祉協議会（43-3511）へお問い合わせください。</p>
<p>窓 口</p>	<p>社会福祉課 障がい者福祉係 TEL 42-7458 (直通)</p>



<p>内 容</p>	<p>障がいの種別に関わらず生活の相談に応じ、一人ひとりに合わせたサービスの調整や、問題解決に向けた援助を行います。ご自宅等への訪問も可能です。</p> <p>○総合相談・専門相談 総合的な相談の窓口として、障がいのある方の生活の悩み、ご家族、関係者の方の心配ごとなど相談に応じ、問題解決に向け一緒に考え、情報提供や助言、必要なサービスの利用支援を行います。</p> <p>○権利擁護・虐待防止 障がいのある方の権利侵害を防ぎ、成年後見制度や、親亡きあとの生活のことについてのご相談や、障がいのある方の虐待に関するご相談をお受けします。</p> <p>○地域移行・地域定着 施設や医療機関から地域に戻りたいと思われている方、戻った後の地域生活についてのご相談や居住サポート事業（不動産事業者等とのネットワーク作りを行い、賃貸契約に関する入退居支援、その後の入居継続支援）の活用を促します。</p>
<p>対 象</p>	<p>嘉麻市に居住する、障がいのあるご本人・ご家族</p>
<p>窓 口</p>	<p>飯塚市・嘉麻市・桂川町 障がい者基幹相談支援センター</p> <p>〒820-8605 飯塚市忠隈523 飯塚市役所穂波庁舎4階 電 話 (0948)43-4006 ファックス (0948)43-4021 メー ル soudan@iikk-kikan.jp</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>受付時間</p> </div> <p>月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分</p>  <p>※発達障がい児を対象とした療育面における相談は、</p> <p>こども発達療育センターテコテコ 相談支援部門トントン 飯塚市口原1061-6 電話 09496-6-8278 受付時間：火～土曜日 午前9時～午後5時15分 FAX 09496-6-8280</p>



飯塚市・嘉麻市・桂川町
障がい者虐待防止センター

24時間365日 相談・虐待通報受付

電話 0948-43-9977
ファックス 0948-43-9974
メール gyakutai.sos@ezweb.ne.jp



虐待かも…

障がい者基幹相談センターでは、「障害者虐待防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障がい者の方への虐待の通報を受け付けています。

「虐待かも?」と思ったり、虐待に気付いた時は、虐待防止センターもしくは各行政の障がい担当窓口までご相談ください。

※障がい者の虐待に気付いた人は、通報する義務があります。
ご相談は匿名でも受け付け、通報した人の情報は守られます。

【各行政の障がい担当窓口】

○嘉麻市 社会福祉課 障がい者福祉係

電話 0948-42-7458
ファックス 0948-42-7091
※電話は土・日・祝日・夜間は宿直対応。
ファックスは平日8時30分~17時まで受付。

○飯塚市 社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係

電話 0948-22-5500 (内線) 1157
ファックス 0948-21-6356
※電話は土・日・祝日・夜間は宿直対応。
ファックスは平日8時30分~17時15分まで受付。

○桂川町 健康福祉課 福祉係

電話 0948-65-0001
ファックス 0948-65-0078
※電話は土・日・祝日・夜間は宿直対応。(0948-65-1100)
ファックスは平日8時30分~17時15分まで受付。

14. 施設・相談窓口など

各種相談窓口

名 称	所在地・時間等	電 話
社会福祉課 障がい者福祉係	嘉麻市岩崎1180番地1	42-7458 (直通)
福岡県障がい者更生相談所	春日市原町3-1-7 (86頁地図あり)	092-586-1055
田川児童相談所	田川市弓削田188	0947-42-0499 (代表)
飯塚・直方県税事務所	飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎 (84頁地図あり)	21-4902 (課税第一課総務係) 21-4922 (収税第二課自動車税係)
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎 (84頁地図あり)	21-4911 (代表)
飯塚税務署	飯塚市芳雄町13-6 飯塚合同庁舎 (84頁地図あり)	22-6710
直方年金事務所	直方市知古1-8-1	0949-22-0891
嘉麻市社会福祉協議会	嘉麻市上山田502番地6 (85頁地図あり)	43-3511
福岡県精神保健福祉センター	春日市原町3-1-7 (86頁地図あり)	(自立支援・福祉手帳) 092-582-7510 (こころの健康相談・ギャンブル依存支援) 092-582-7500
障害者110番	月～金曜日 午前9時～午後5時 春日市原町1-7クローバープラザ内	092-584-6110 (FAXも可)
福岡いのちの電話	24時間年中無休	092-741-4343
飯塚市・嘉麻市・桂川町 障がい者基幹相談支援センター	飯塚市忠隈523 飯塚市役所穂波庁舎4階 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝日・年末年始を除く)	43-4006 43-4021 (FAX) soudan@iikk-kikan.jp(メール)
飯塚市・嘉麻市・桂川町 障がい者虐待防止センター	24時間365日対応	43-9977 43-9974 (FAX) gyakutai.sos@ezweb.ne.jp(メール)
嘉麻市こころの電話相談	毎週水曜日(祝日除く) 午後5時30分～午後8時30分	53-1128
かま女性ホットライン	月～金曜日 (土日祝日及び年末年始休暇除く) 午前10時～午後5時	092-513-7337
性暴力被害者支援センター ふくおか	24時間 365日対応	092-409-8100

名 称	所在地・時間等	電 話
嘉麻市女性相談	月～金曜日 (水、土日祝日及び年末年始除く) 午前9時～午後4時	62-5714
福岡県ひきこもり 地域支援センター	月～金曜日 (土日祝日及び年末年始除く) 午前9時～午後5時15分	092-582-7530
自殺予防いのちの電話	毎月10日	0120-783-556

就労相談窓口

名称・所在地	内容
ハローワーク飯塚 (飯塚公共職業安定所) 飯塚市芳雄町12-1 (84頁地図あり) TEL 24-8609 FAX 28-7599 午前8時30分～午後5時15分 (土日祝・年末年始休暇を除く)	障がい者に対する、職業相談・職業紹介・職業訓練案内・雇用保険失業給付等の支援を行っています。支援を受ける場合、求職登録を行います。その際、障害者手帳等の提示が必要となります。
福岡障害者職業センター 福岡市中央区赤坂1-6-19 ワークプラザ赤坂5F TEL 092-752-5801 FAX 092-752-5751 ・北九州支所 北九州市小倉北区萩崎町1-27 TEL 093-941-8521 FAX 093-941-8513 午前8時45分～午後5時(土日祝・年末年始休暇を除く)	就業を希望する障がい者に対し、職業相談・評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援、職場復帰支援(リワーク支援)等を行っています。また、事業主の方に障がい者の雇用について相談援助を行います。
障がい者就業・生活支援センター BASARA 飯塚市吉原町6-1 あいタウン4F TEL 23-5560 FAX 23-5700 月～土曜日 9:00～17:00	障がいのある方の職業的自立を実現するため、身近な地域で就職面と生活面の支援を一体的に行うことを目的として、関係機関と連携しながら、障がいのある方の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言・職業準備訓練の斡旋等を行っています。
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎(84頁地図あり) TEL 21-4911 FAX 24-0186 午前8時30分～午後5時(土日祝・年末年始休暇を除く)	【社会適応訓練事業】 精神障がいのある方で一般就労が難しい方を対象として社会復帰社会参加に熱意のある協力事業所で一定の期間実際の仕事(訓練)をすることにより社会生活への適応のための必要な訓練を行います。

職業訓練施設

福岡障害者職業能力開発校 北九州市若松区蛸住1728-1 TEL 093-741-5431 FAX 093-741-1340	身体障がいのある方を対象とした訓練を6科目、知的障がいのある方を対象とした訓練を1科目実施し、職業に必要な能力を開発することを目的としています。 また、本校以外の施設を利用した訓練も実施しており、一部精神障がいのある方も受講することが可能です。 ※申請窓口は公共職業安定所(ハローワーク)まで
--	--




15. その他

障がい者のシンボルマーク

街で見かける障がい者に関するマークには、主に次のようなものがあります。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

シンボルマーク	マークの名称	マークの概要、使用方法など
	関係団体・機関	
	障がい者のための国際シンボルマーク	<p>障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。</p> <p>※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車いすを利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。</p>
	公益財団法人 日本障害者 リハビリテーション協会 TEL 03-5273-0601	
	身体障害者標識	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> <p>なお、肢体不自由で身体障害者手帳をお持ちの方がマークを表示することもできます。</p>
	警察庁交通局 都道府県警察本部交通部 警察署交通課	
	聴覚障害者標識	<p>聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>
	警察庁交通局 都道府県警察本部交通部 警察署交通課	
	盲人のための国際シンボルマーク	<p>世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付されています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。</p>
	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 TEL 03-5291-7885	

シンボルマーク	マークの名称	マークの概要、使用方法など
	関係団体・機関	
	耳マーク	<p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解しコミュニケーションの方法への配慮について、ご協力をお願いいたします。</p>
	<p>一般社団法人 全日本難聴者・ 中途失聴者団体連合会 TEL 03-3225-5600</p>	
	ほじょ犬マーク	<p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーも訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入口などでこのマークをみかけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解、ご協力をお願いいたします。</p>
	<p>厚生労働省社会・ 援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室 TEL 03-5253-1111</p>	
	オストメイトマーク	<p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。「オストメイト対応のトイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺の皮膚や装具の洗浄ができる配慮がされているトイレです。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p>
	<p>公益社団法人 日本オストミー協会 TEL03-5670-7681</p>	
	ハート・プラスマーク	<p>「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障がい者用駐車スペースに停めたいといったことを希望していることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。</p>
	<p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 TEL 080-4824-9928</p>	
	障害者雇用支援マーク	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業、団体に対して付与するマークです。障がい者の社会参加を理念に、障がい者雇用を促進している企業や障がい者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。そういった企業がどこにあるのか、障がい者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなるように表示しています。</p>
	<p>公益財団法人 ソーシャルサービス協会 ITセンター TEL 052-218-2154</p>	

シンボルマーク	マークの名称	マークの概要、使用方法など
	関係団体・機関	
	「白杖SOS シグナル」 普及啓発シンボル マーク	<p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。</p> <p>※駅のホームや路上などで視覚に障がいのある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>
	岐阜市福祉部福祉事務所 障がい福祉課 TEL058-214-2138 FAX058-265-7613	
	ヘルプマーク (★)	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>
	福岡県福祉労働部 障がい者福祉課 社会参加係 TEL092-643-3264	
	手話マーク	<p>耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など手話による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるピブスなどに掲示することもできます。</p> <p>耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。</p>
	一般財団法人全日本ろう あ連盟 TEL03-3268-8847 FAX03-3267-3445	
	筆談マーク	<p>耳が聞こえない人、音声言語障がいのある人、知的障がいのある人や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるピブスなどに掲示することもできます。</p> <p>耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。</p>
	一般財団法人全日本ろう あ連盟 TEL03-3268-8847 FAX03-3267-3445	

★ヘルプマーク：社会福祉課 障がい者福祉係の窓口にて、配布しております。
無償で配布しますが、お一人につき1個までです。
また、福岡県内にお住いの方の申請に限ります（代理申請可）。

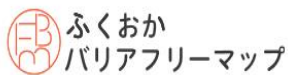
ふくおかバリアフリーマップ

<https://barrierfree.pref.fukuoka.jp/>

バリアフリーマップでは、障がいのある方やお年寄りの方、子育て中の方などが、出かける際に確認したい施設のバリアフリー情報を検索することができます。

サイトの使い方

「キーワード検索」、「バリアフリー検索（「だれが」、「なににする」、「どこで）」、「施設の設備でさがす」からバリアフリー施設を検索することができます。そのほか、おすすめ観光地、最近登録された施設、お知らせなどを掲載しています。



本文へスキップ | 日本語 | English | 한국어 | 中文簡体 | 中文繁体

文字サイズ 標準 拡大 背景色 白 青 黄 黒

バリアフリー検索

ピクトグラムの説明

このサイトの使い方



バリアフリー検索

保存した検索条件から探す >

条件からバリアフリー設備が整った施設を検索できます

だれが



障がいのある方・車いす
使用者



高齢者



妊産婦



子育て中の方

×

なににする



見る

教育・文化施設



食べる

飲食店



お買い物

ショッピング等



暮らす

行政機関
公共施設
学校
社会教育施設
社会福祉施設
医療機関
交通施設
金融機関等



泊まる

宿泊施設



楽しむ

レジャー施設
体育施設
公園・観光施設

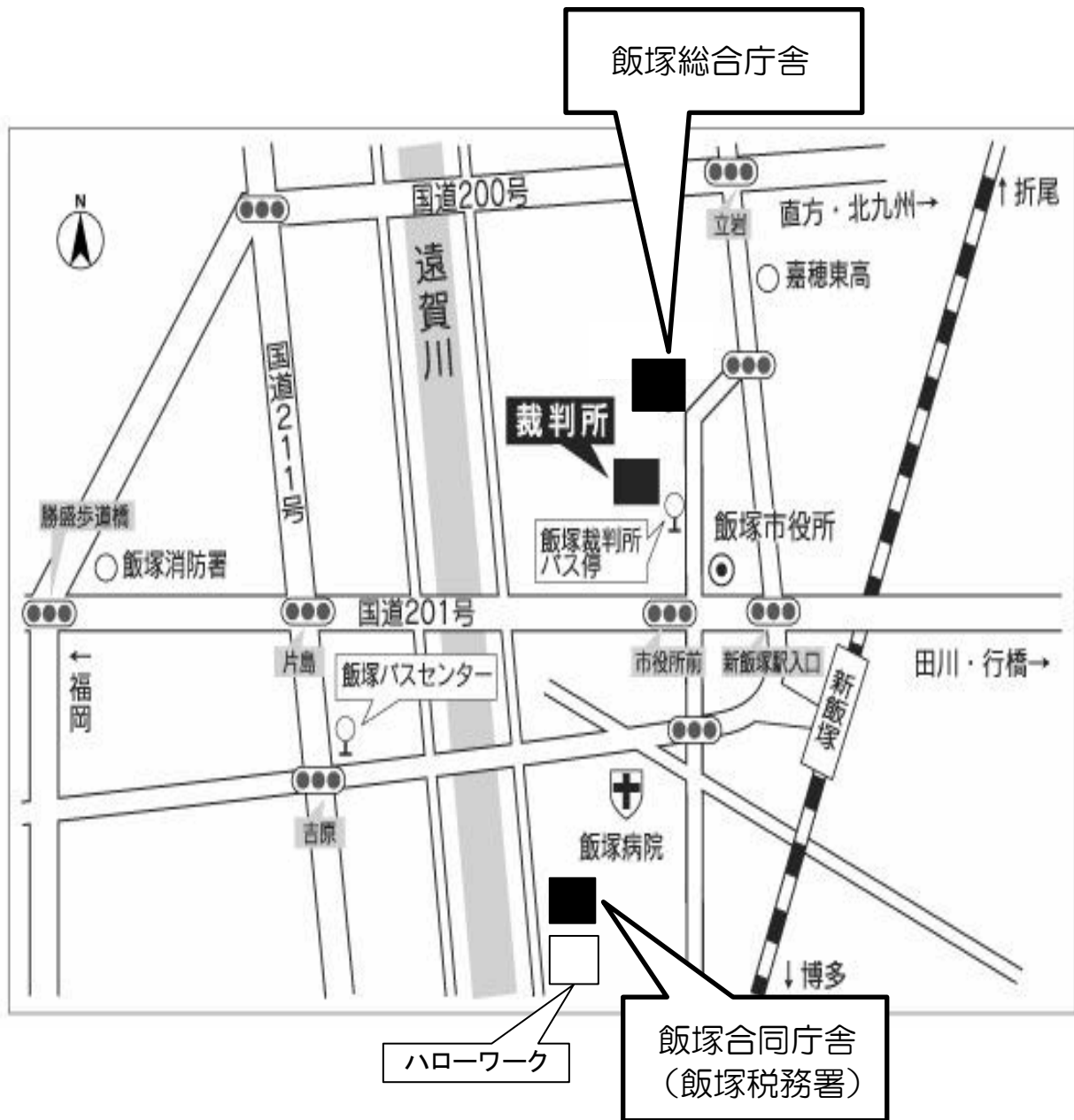
施設の設備でさがす

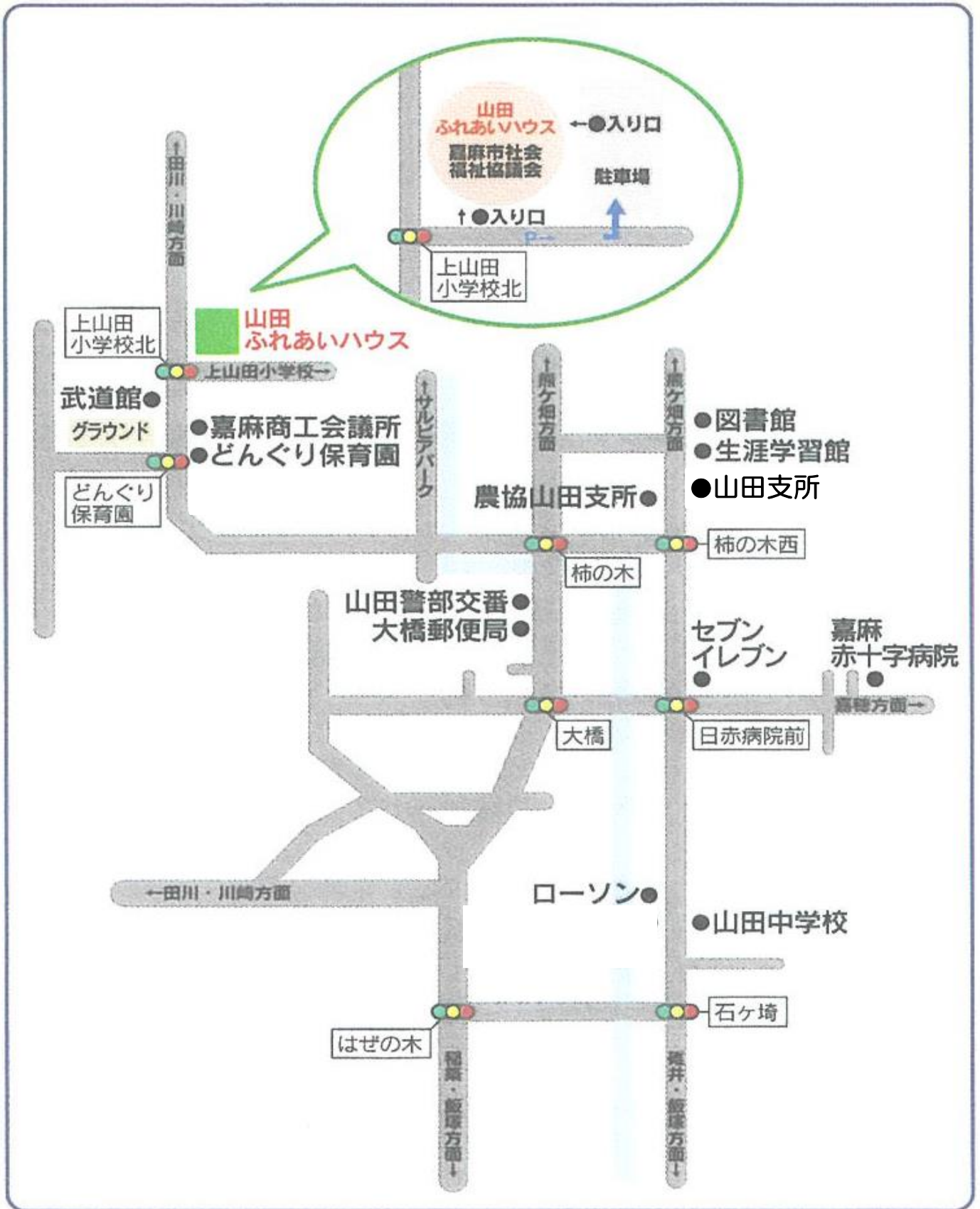
バリアフリー設備から施設を検索できます

				
一般駐車場	車いす使用者用の駐車場 (横幅が350cmあります)	障がいのある方、高齢者、 妊産婦が利用できる駐 車場	ふくおか・まごころ駐車 場	点字ブロック
				
出入口までのスロープ	出入口までに段差	自動ドア	出入口にスロープ	出入口に段差
				
インターフォンの設置	屋内に段差	屋内に階段	エレベータ	障がい者用エレベータ
				
手話で日常会話ができる 従業員の設置	聴覚障がいのある方との コミュニケーションに配 慮	お困りごとはスタッフが サポート	福祉のまちづくり条例適 合証交付施設	ほじょ犬を同伴
				
点字案内	ベビーケアルーム	授乳スペース	屋内のおむつ交換スペ ース	ベビーベッド
				
キッズスペース	禁煙	分煙スペース	店舗に座敷	店舗に個室
				
車いす使用者用の浴室	車いす使用者用の客室	洋式トイレ	車いす使用者用のトイレ	オストメイト
				
音声案内装置	ベビーキーブ	トイレのおむつ交換スペ ース		

検索

地図









嘉麻市マスコットキャラクター
「かましちゃん」